

## 第3次都城市男女共同参画計画

---



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都 城 市



## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画策定の趣旨と背景

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 .....          | 2 |
| 2 男女共同参画をめぐる都城市の動き ..... | 2 |
| 3 計画策定の体系 .....          | 3 |

### 第2章 都城市の現状と課題

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 都城市男女共同参画の現状と課題 ..... | 6 |
|-----------------------|---|

### 第3章 計画の基本的な考え方

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 基本理念 .....    | 10 |
| 2 計画の基本目標 ..... | 10 |
| 3 計画の体系 .....   | 12 |

### 第4章 計画の内容

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 重点課題1 すべての人の人権の尊重 .....           | 15 |
| 重点課題2 意識改革のための広報・啓発 .....         | 17 |
| 重点課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ..... | 21 |

#### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 重点課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....     | 24 |
| 重点課題5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ..... | 27 |
| 重点課題6 働く場における男女共同参画の推進 .....       | 30 |
| 重点課題7 様々な分野における男女共同参画の推進 .....     | 34 |

### 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

|        |                                     |    |
|--------|-------------------------------------|----|
| 重点課題 8 | 生涯にわたる健康支援                          | 37 |
| 重点課題 9 | 配偶者等に対するあらゆる暴力（DV）の根絶<br>【DV対策基本計画】 | 41 |
| 重点課題10 | 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備         | 46 |
| 重点課題11 | 災害対策の分野における男女共同参画の推進                | 51 |

### 基本目標Ⅳ 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化

|        |                  |    |
|--------|------------------|----|
| 重点課題12 | 国際理解及び多文化共生社会の創造 | 53 |
| 重点課題13 | 男女共同参画の推進体制の整備   | 55 |

### 参考資料 \*\*\*\*\*

|       |                                   |     |
|-------|-----------------------------------|-----|
| 資料 1  | 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約          | 60  |
| 資料 2  | 男女共同参画社会基本法                       | 68  |
| 資料 3  | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）   | 74  |
| 資料 4  | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） | 83  |
| 資料 5  | 都城市男女共同参画社会づくり条例                  | 93  |
| 資料 6  | 都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則              | 97  |
| 資料 7  | 都城市男女共同参画行政推進会議設置規程               | 98  |
| 資料 8  | 都城市男女共同参画センター設置規則                 | 100 |
| 資料 9  | 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（概要版）     | 101 |
| 資料 10 | DV防止法における支援体制（要保護者の支援）            | 111 |
| 資料 11 | 第2次都城市男女共同参画計画（改定版）実績報告           | 114 |
| 資料 12 | 都城市男女共同参画社会づくり審議会委員名簿及び開催状況       | 131 |
| 資料 13 | 男女共同参画関連用語解説                      | 135 |

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画の目的

第3次都城市男女共同参画計画は、「都城市男女共同参画社会づくり条例（平成18年10月1日施行）」に基づき、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、職場・家庭・地域・学校などあらゆる場面（分野）で、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画を実現するために基本的方向性を指針したものです。

本市は、少子高齢化による人口減少の本格化、これに伴う社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画社会づくりを推進していきます。

### (2) 計画の期間

2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

### (3) 計画の位置づけ

- ◇ 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◇ 都城市男女共同参画社会づくり条例第15条第1項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- ◇ 都城市総合計画及び市の関連計画との整合性を図っています。
- ◇ 国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第3次みやざき男女共同参画プランを踏まえて策定しました。
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく本市における「DV対策基本計画」と位置づけます。
- ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく本市における「女性活躍推進計画」と位置づけます。

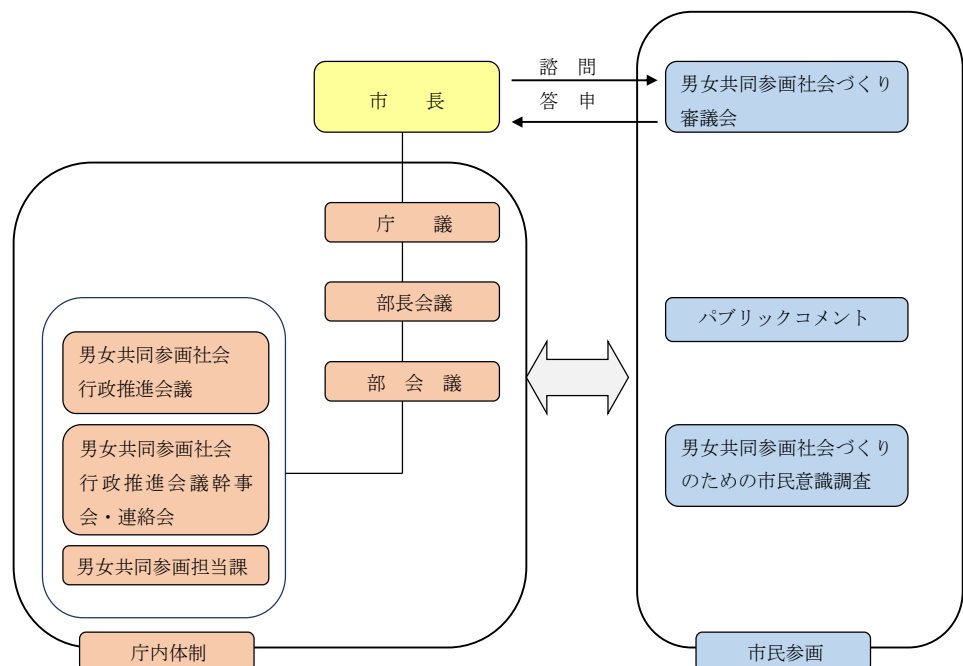
## 2 男女共同参画をめぐる都城市の動き

- 1991年 第3次都城市総合計画にて「女性の社会参加の推進」が謳われる  
企画調整課に女性行政窓口設置  
CI推進本部女性職員部会設置
- 1993年 都城市女性推進懇話会設置
- 1996年 第3次都城市総合計画の基本計画改定に伴い女性行動計画策定  
都城市女性行政推進委員会設置
- 1998年 女性行政の専任担当者配置
- 1999年 都城市男女共同参画行動計画を策定
- 2001年 第4次都城市総合計画にて「男女共同参画社会の形成」が謳われる  
みやざき男女共同参画フェスタ2001開催（県等共催）

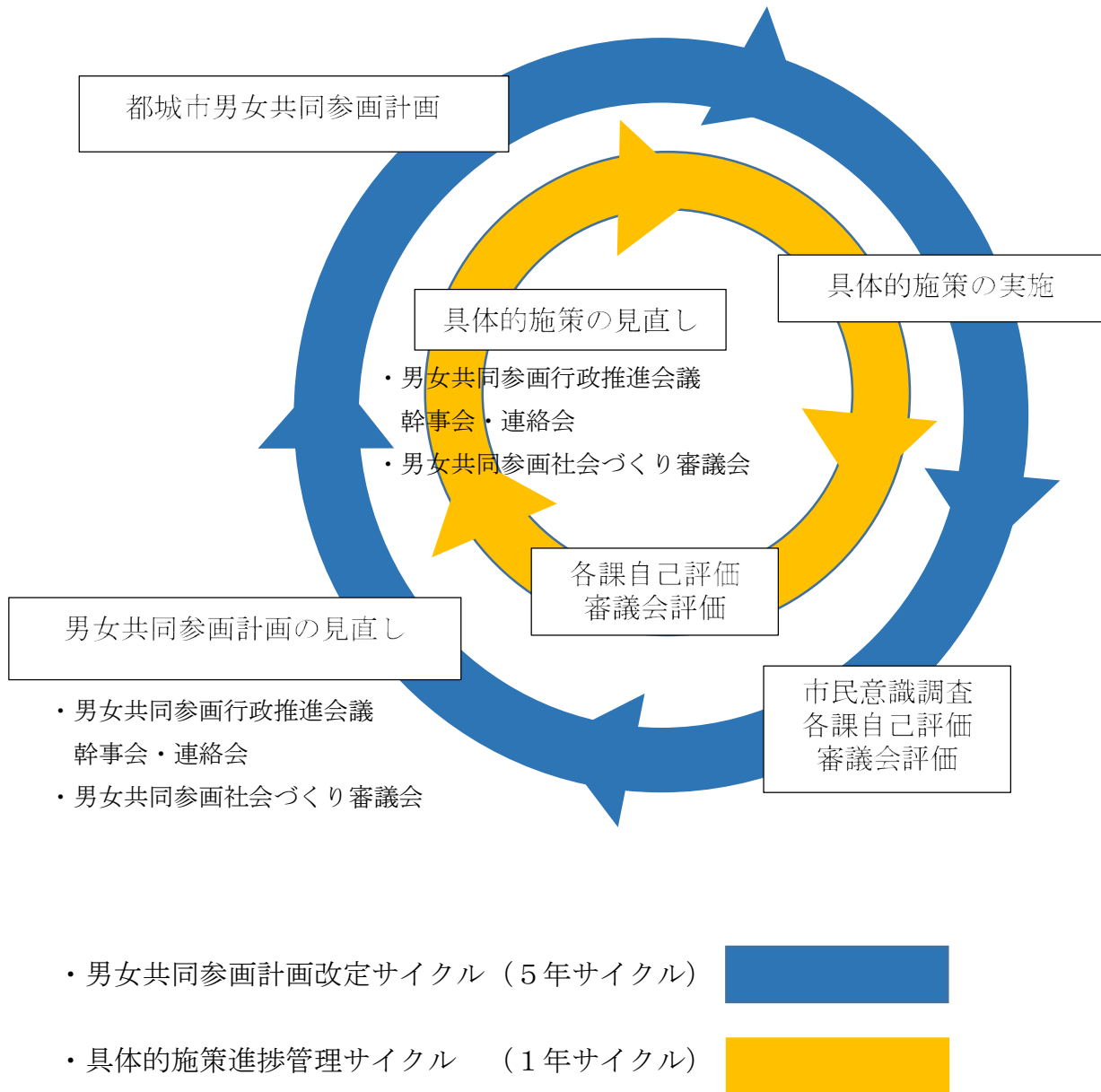
- 2002年 企画政策課に男女共同参画行政担当を配置  
都城市男女共同参画行政推進会議設置（旧都城市女性行政推進委員会）  
都城市男女共同参画推進懇話会設置（旧都城市女性行政推進懇話会）
- 2003年 都城市男女共同参画推進市民会議設置  
都城市男女共同参画推進懇話会に条例原案検討専門部会設置  
都城市男女共同参画社会づくり条例制定  
都城市男女共同参画計画（H16年度～H22年度）策定
- 2005年 都城市男女共同参画センター設置  
女性総合相談窓口に女性相談員2名を配置
- 2006年 旧都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の1市4町が合併  
都城市男女共同参画社会づくり条例制定
- 2007年 女性総合相談窓口に女性相談員3名を配置  
都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2008年 第2次都城市男女共同参画計画（H21年度～H29年度）策定
- 2009年 都城市男女共同参画センターに都城市消費生活センターが併設
- 2010年 都城市男女共同参画センター設置規則制定
- 2012年 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2014年 第2次都城市男女共同参画計画（改定版）（H25年度～H29年度）策定
- 2016年 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施
- 2018年 第3次都城市男女共同参画計画策定
- ※ 2005年以前は、旧都城市の動きを掲載

### 3 計画策定の体系

#### （1）策定の体系



## (2) 男女共同参画計画の進捗管理



本計画の推進のためには、定期的に男女共同参画社会づくりに向けた取組の進捗状況を管理する必要があります。

そのため、本計画の具体的施策（以下、「施策」という。）を実施する関係各課が、毎年度、施策への取組状況の自己評価を行い、市民代表からなる都城市男女共同参画社会づくり審議会（以下、「審議会」という。）委員による外部評価を受け、都城市男女共同参画行政推進会議（以下、「推進会議」という。）及び審議会において、施策の見直しを行います。

また、次期計画の策定においては、市民の男女共同参画社会に対する意識について調査を行うとともに、計画期間の最終年度に関係各課の計画期間の施策の自己評価を行い、審議会委員による外部評価を受け、これらの結果をもとに、推進会議、審議会で審議を行い、次期計画に反映していきます。



## 第2章 都城市の現状と課題

## 都城市男女共同参画の現状と課題

### I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

#### 【現状】

本市においては、個人の尊厳及び人権の尊重のために、男女平等の推進その他の様々な取組を進めてきました。しかし、2016（平成28）年度に実施した、都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（以下「市民意識調査」という。※参照 参考資料）では、「夫は仕事、妻は家庭」という考えには反対が65.5%となっていますが、家庭内の役割分担では、家計を支える（42.7%）を夫が、家事（73.5%）、子どもに関わる活動（44.3%）、育児（39.6%）を妻が担っている現状があります。

このことは、男女共同参画社会の実現を妨げる「性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行」が根強く存在していることを示していると言えます。

#### 【課題】

男女共同参画社会は、性別等に関わらず、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、性別等による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保される社会です。

そのため、差別が人権尊重の意味からも許されないものであることを、すべての人に対し、広報、啓発して行くことが必要です。また、男女共同参画に関する認識を深めるために、「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、すべての人がお互いに、共に責任を分かち合い、支え合う大切さを広報、啓発していく必要もあります。

さらに、将来を担う子どもたちが、性別によりその可能性を狭められることなく、個々の能力を発揮できるよう、教育・学習の機会の提供に努める必要があります。

### II 男女が多様な分野で活動に参画できる環境の整備

#### 【現状】

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることがとても重要です。

しかし、市民意識調査では、「男女が平等であると感じる」のは、学校教育の場（55.9%）である反面、政治の場、社会通念・慣習・しきたりでは、男性が優遇されていると感じています。また、家庭における役割分担についても、「性別による固定的な役割分担意識」が根強く存在していることを示していると言えます。

2016（平成28）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、今後、女性が社会で活躍しやすい環境が整備されていきます。その一環として、事業所においては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取

組が求められています。

#### 【課題】

市における政策又は事業者における方針の立案、決定等に参画する機会は、性別に関わりなく、確保されなければなりません。また、多様な活動に携わることができる機会を確保するため、職域、地域、家庭、その他の分野における活動の主要な責任が、性別による固定的な役割分担等を反映して、性別により偏ることがないように配慮されなければなりません。

このため、女性活躍推進法に基づく、事業主行動計画策定の推進、政策・方針決定過程への参画や就業環境の整備をはじめ、男女がその個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が重要です。そのためには、「働き方改革」の取組として、「男性の暮らし方・意識の改革」、「男性の家事・育児等への参画」を推進していく必要があります。また、地域やまちづくりの分野においても男女共同参画を促進し、すべての人が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていく必要があります。

### Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の構築

#### 【現状】

本市の目指す男女共同参画社会の理念の根幹は「個人の尊厳と人権の尊重」であり、男女を問わず、すべての人が、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を築いていくことによって、その理念を実現できるものと考えます。なかでも、ドメスティック・バイオレンスは、犯罪行為となるものを含んで、重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。市民意識調査では、「ドメスティック・バイオレンスの経験」について、身体への暴力の経験が、女性（21.4%）、男性（7.0%）と性別にかかわらずあります。また、セクシュアル・ハラスメントについてもその対象となった個人の尊厳を不当に傷つけ、職場における能力の発揮を妨げるものとなります。

本市の男女共同参画センターの女性総合相談窓口では、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、毎年1,000件近くの相談が寄せられ、その内容は複雑多様化し、相談員の能力の向上が求められています。

#### 【課題】

すべての人が、それぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深めるとともに、特に女性については、妊娠、出産その他の事項について自らの意思が基本的に尊重された上で、生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるように配慮される必要があります。

配偶者等に対するあらゆる暴力は、人権侵害であり、重点的に取組む必要があります。本市の女性総合相談の充実を図り、被害者の保護に努める必要があります。さらに、ひ

とり親世帯や高齢単身世帯の増加への対応、国際化の進展に伴い増加する外国人市民への理解や生活上の様々な困難を抱える人への配慮なども求められています。また、東日本大震災以降、避難所の管理・運営等の災害対策について、男女共同参画の視点を取り入れた施策・計画等の必要があります。

#### IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の強化

##### 【現状】

男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際理解及び国際協力の下に、実現に向けた施策を主要な政策と位置付けて総合的に推進することが求められています。本市は、モンゴル・ウランバートル市等との友好交流を推進しており、市内に居住する外国人市民も増加するなど、国際化が進展しています。これらの都市や人々とのコミュニケーションを図る上でも、相互理解がますます求められています。

また、第2次男女共同参画計画で掲げた重点課題に対する具体的施策は、着実に推進しているものがある反面、全体的には、未だ男女共同参画社会の域に達していない状況にあります。

##### 【課題】

男女共同参画社会づくりへの取組は、国際的な動向と連動して、国際会議における議論など、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針の導入や市民への啓発を積極的に図る必要があります。その他、外国人市民の言語や習慣を理解し合い共存する多文化共生や国際交流及び国際協力を一層推進していく必要があります。

また、男女共同参画推進に、様々な分野で積極的に取り組んでいくためには、必要な情報の収集及び調査研究を行う必要があります。さらに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等と連携して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因を取り除く積極的な取組を講ずるための体制強化を図っていく必要もあります。

第3次男女共同参画計画では、基本目標に掲げた重点課題に対する具体的施策が着実に推進され、男女共同参画社会が形成されるよう、進捗管理を行っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

これまで本市は、男女共同参画について、都城市男女共同参画社会づくり条例に掲げる基本理念に基づき推進してきました。今後も、すべての人が、互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、また、対等に参画し、その成果も責任も共に分かち合う豊かな男女共同参画社会の実現を目指します。

都城市男女共同参画社会づくり条例に掲げる基本理念

**第3条 すべての人の人権の尊重**

**第4条 社会通念又は慣行についての配慮**

**第5条 政策等の立案及び決定等への参画**

**第6条 多様な活動へ携わる機会の確保**

**第7条 生涯にわたる女性の健康への配慮**

**第8条 教育における配慮**

**第9条 国際理解及び国際協力**

## 2 計画の基本目標

### I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。「性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行」は、すべての人の活動の自由な選択に対して影響を及ぼします。男女共同参画社会の実現のために、法律や制度の整備だけではなく、男女共同参画に関する認識を深め、それぞれが能力を発揮する機会が確保される社会づくりに向けて意識改革を進めていきます。

### II あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に責任を担い、自らの意志に基づ

きその個性と能力を十分に発揮することにより、職場、地域、家庭等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

2016（平成28）年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行され、これまで以上に働く場における女性の活躍推進が求められています。

また、長時間労働や転勤を前提とする男性中心の働き方は、女性が育児・介護等と両立して活躍することや、男性の家事等への参画などを阻害する要因となっており、その見直しが求められています。

### Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

本市の目指す男女共同参画社会の理念の根幹は「個人の尊厳と人権の尊重」です。

特に、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者と被害者がどのような間柄にあるかにかかわらず決して許されるものではなく、暴力を容認しない社会環境の整備を進める必要があります。

すべての人が、それぞれの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるように配慮されなければなりません。

さらに、非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢単身世帯の増加への対応が求められ、加えて災害対策、国際化の進展に伴い増加する外国人住民への理解も求められています。

男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしが実現するよう、配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや、生涯にわたる健康支援、困難に直面する人への支援、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上など、総合的な取組を進めていきます。

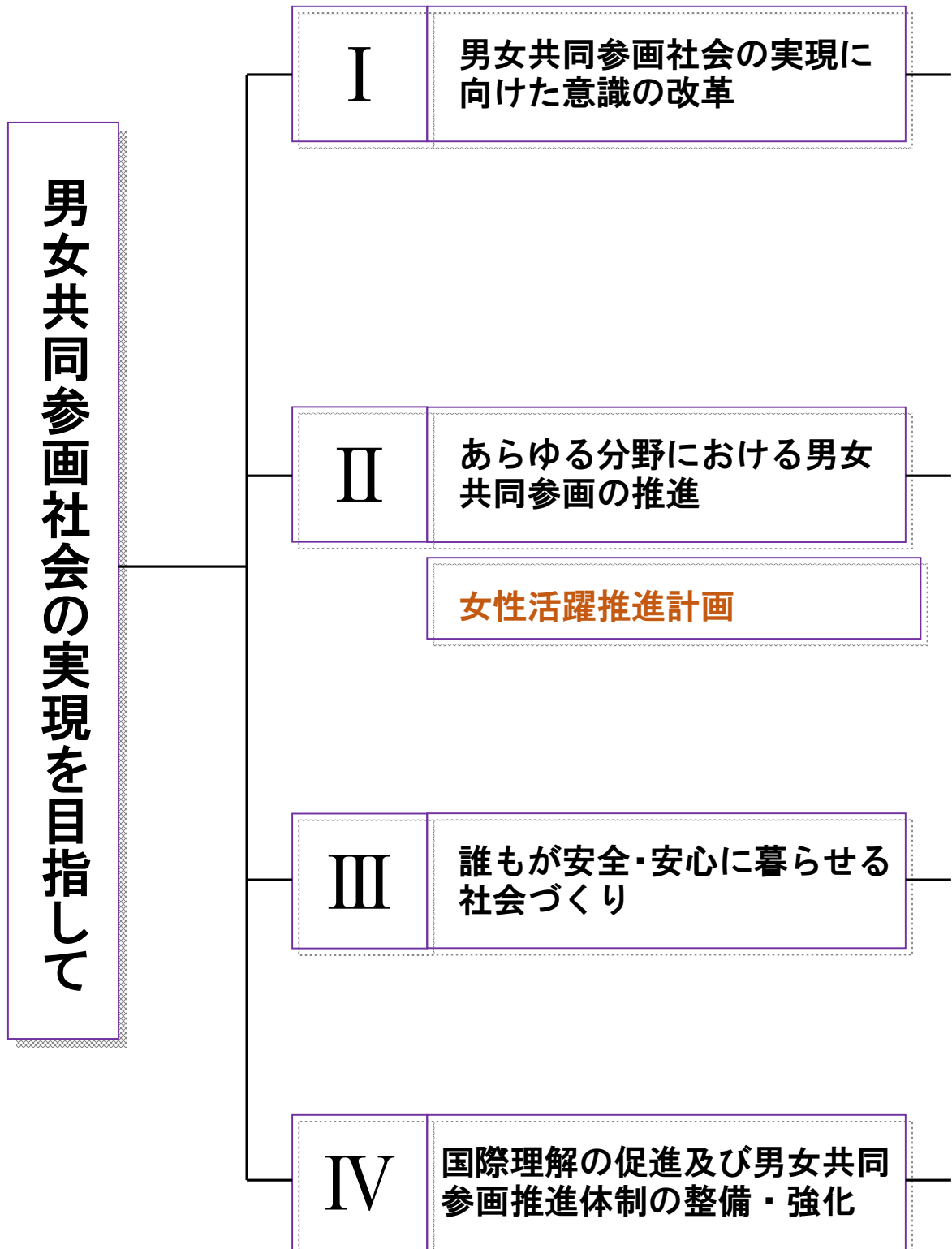
### Ⅳ 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化

国際化の発展は、多様な生活習慣や価値観のもとに共生する社会を創造することが必要です。国際社会の動向にも目を向けながら国内の多様な取組との協調の下に推進することが求められています。また、様々な分野で、積極的に取り組んでいくための環境づくりを支援し、国並びに他の地方公共団体とも連携を図っていくことが必要です。

このため、すべての人にとって男女共同参画が必要であるという認識や理解が広まるよう、教育・学習機会の充実や広報・啓発活動の推進により、男女共同参画社会の推進体制の整備を進めていきます。

### 3 計画の体系

#### 《基本目標》





## 《重点課題》

## 《施策の方向》

|                                |                                                                                                  |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 すべての人の人権の尊重                  | (1) 性別等にかかわる差別の排除                                                                                |
| 2 意識改革のための広報・啓発                | (2) 人権に対する理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開<br>(3) すべての人の人権を尊重した表現の推進<br>(4) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し            |
| 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進        | (5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進<br>(6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実                                             |
| 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大           | (7) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大<br>(8) 事業等の方針決定過程への女性の参画拡大                                             |
| 5 仕事と生活の調和<br>(ワーク・ライフ・バランス)   | (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援<br>(10) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し                                              |
| 6 働く場における男女共同参画の推進             | (11) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保<br>(12) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備<br>(13) 女性の能力開発促進のための支援                       |
| 7 様々な分野における男女共同参画の推進           | (14) 地域における男女共同参画の推進<br>(15) 農業等における男女共同参画の確立                                                    |
| 8 生涯にわたる健康支援                   | (16) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援<br>(17) 生涯にわたる健康保持増進対策の推進<br>(18) 健康を脅かす問題についての対策の推進                |
| 9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶        | (19) あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進<br>(20) 安心して相談できる支援体制の充実・強化<br>(21) 被害者の安全と安心の確保<br>(22) 被害者の生活再建への支援 |
| DV対策基本計画                       |                                                                                                  |
| 10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備 | (23) ひとり親家庭等の生活安定と自立支援<br>(24) 自立に向けた力を高める取組の推進<br>(25) 高齢者、障がい者、外国人市民等が安心して暮らせる環境の整備            |
| 11 災害対策の分野における男女共同参画の推進        | (26) 災害対策の分野における男女共同参画の推進                                                                        |
| 12 国際理解及び多文化共生社会の創造            | (27) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造                                                             |
| 13 男女共同参画の推進体制の整備              | (28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化<br>(29) 男女共同参画センターの機能強化<br>(30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進                      |

## 第4章 計画の内容

|      |                        |
|------|------------------------|
| 基本目標 | Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革 |
| 重点課題 | 1 すべての人の人権の尊重          |

男女共同参画社会は個人の人権が尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、すべての人が共に責任を担う社会です。その基礎にある理念は「人権の尊重」であるとされています。

したがって、本市の男女共同参画社会づくりも、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることなど個人の人権が尊重されることを旨として行われなければなりません。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

(すべての人の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、すべての人が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、すべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、他の者の意に反する性的な言動により、その者に不利益を与えたり、就業、教育、生活その他の環境を害したりしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。



#### LGBT

- L 女性の同性愛者
- G 男性の同性愛者
- B 両性愛者
- T 性別にとらわれない在り方を持つ人

《重点課題1 すべての人の人権の尊重》

## 施策の方向(1) 性別等にかかわる差別の排除

男女共同参画社会は、性別等にかかわらず、すべての人が個人としての尊厳を重んじられる社会のことです。これを形成するうえで重大な人権侵害とされる「差別」は許されない行為であり、差別の排除に向けて努めなければなりません。

差別を根絶するためには、それが人権尊重の意味からも許されないものであるとの認識を広く社会に周知徹底することが重要であり、そのための広報・啓発活動を一層推進します。

### 具体的施策

- ◆市が発行する広報紙、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。【秘書広報課】
- ◆「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。【生涯学習課】
- ◆学校や家庭において機会を通じて、児童生徒と保護者が人権に対する尊重の精神の醸成を図ります。【学校教育課】
- ◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、性別等にかかわる差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。また、関係機関と連携し、差別を防止・対処するための体制の構築を進めていきます。【コミュニティ文化課】
- ◆人権問題に関する市職員の認識を深めるため、職員研修を実施します。【職員課】

### 〔目標値〕

| 評価項目                                                                                | 基準値               | 目標値               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 市民意識調査において、家庭生活、職場、学校教育の場、地域社会、政治の場、社会制度、社会通念・慣習・しきたりなどの7分野で男女が「平等である」と回答した人の割合の平均値 | 29.6%<br>【2016年度】 | 35.0%<br>【2021年度】 |

総合戦略 3.11.2 男女共同参画社会の推進

※ 施策の方向における目標値、基準値は、市民意識調査及びこれまでの実績等を踏まえて、設定したものです(以下、同じ)。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 基本目標 | Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革 |
| 重点課題 | 2 意識改革のための広報・啓発        |

性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として人々の意識の中に根強く残っています。この意識に根差す慣習・慣行などは、女性のみならず男性にとっても多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、社会制度や慣行の背景にある性別に基づく固定的な役割分担意識を見直す必要があります。そのためには、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支えあうことや、性差に関する偏見を解消し、各々の個性や能力をいかした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解しあえるように、効果的な広報・啓発等を行う必要があります。

また、情報通信手段の多様化によりメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は日々拡大しています。メディアを通じて男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く市民に浸透することが期待される反面、女性や性的少数者の性的な側面のみを強調したり、暴力を無批判に取り扱った表現も少なくありません。市は、女性や性的少数者の人権を侵害する可能性がある状況を改善する取組を推進するとともに、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければなりません。

スマートフォン、タブレットなどの普及により、簡単に様々な情報に接続することができ、自ら情報を発信することも容易になりました。そのような中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるネットいじめやストーカー行為などが起きています。こういった状況から抜け出すためには、情報を無条件に受け入れるのではなく、主体的に情報を読み解いて自己発信できる能力が求められています。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（社会通念又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

（市の責務）

#### 第10条

3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

（市民等の理解を深めるための措置）

第20条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報活動等を行うものとする。

《重点課題2 意識改革のための広報・啓発》

## 施策の方向(2) 人権に対する理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開

男女共同参画社会づくりにおいては、人々の意識の中に根強く残る「性別による固定的な役割分担意識」が大きな障害となっていることから、市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に行います。

### 具体的施策

- ◆男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。【コミュニティ文化課】
- ◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。【コミュニティ文化課・生涯学習課】
- ◆市が発行する広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。【秘書広報課】
- ◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。【コミュニティ文化課】
- ◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。【コミュニティ文化課】

### [目標値]

| 評価項目                 | 基準値              | 目標値              |
|----------------------|------------------|------------------|
| 男女共同参画に関する講演会、講座の開催数 | 6回／年<br>【2016年度】 | 6回／年<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.11.2 男女共同参画社会の推進

### 施策の方向(3) すべての人の人権を尊重した表現の推進

高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は日々拡大しています。

情報通信技術の革新は、誰でも情報発信をすることを容易にし、新たなネットワークの拡大に資するとともに、メディアを通じて男女共同参画の意識が広く市民に浸透することにつながっています。しかし、一部マスメディア等においては、女性や性的少数者の性的な側面のみを強調したり、暴力を無批判に取り扱った情報も少なくありません。更には、SNSによるネットいじめやストーカー行為も起きています。このような状況に対応するために、無条件に情報を受け入れるのではなく、主体的に情報を読み解いて、自己発信できる能力を育成していかなければなりません。

また、「性別に基づく固定観念」ととらわれない、多様なあり方のイメージを社会に浸透させていくため、ジェンダーの視点を考慮した表現の普及啓発に取り組みます。

#### 具体的施策

- ◆市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、性別や障がい、人種等などに基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。【全局局】
- ◆学校における、様々なメディアからの情報を正しく理解する能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。【学校教育課】

#### 男女共同参画週間

毎年、6月23日から29日まで男女のパートナーシップについて考える啓発期間です。

女性も男性も、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指しています。



《重点課題2 男女共同参画社会づくりの広報・啓発》

**施策の方向(4) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し**

性別による固定的な役割分担にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるように、職場、学校、地域及び家庭などで男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習や慣行の見直しについて、広く呼びかけていきます。

**具体的施策**

- ◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って、見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。  
【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。  
【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画に関する法令や市の計画について、理解を広げるための広報・啓発に取り組みます。  
【コミュニティ文化課】
- ◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。  
【学校教育課】
- ◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。  
【学校教育課】

**[目標値]**

| 評価項目                                                            | 基準値               | 目標値               |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| ふれあいアンケート「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合 | 34.1%<br>【2015年度】 | 41.0%<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.11.2 男女共同参画社会の推進



|      |                         |
|------|-------------------------|
| 基本目標 | Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革  |
| 重点課題 | 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 |

男女共同参画のすそ野を広げるためには、これからの時代を担う子どもに積極的にアプローチすることが求められています。

次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別等によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことが重要です。

家族の形態やライフスタイルが多様化する中、ひとり親家庭の子どもや虐待の被害を受けている子どもの問題が顕在化してきています。また、「貧困の連鎖」、「子どもの貧困」が社会問題となっており、生活支援、教育支援の取組や、安全・安心に暮らせる環境を確保し、社会全体で子どもを支える必要があります。

また、男女共同参画社会づくりのためには、市民一人ひとりが、男女共同参画社会について認識を深めることが不可欠で、職場、学校、地域及び家庭における教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

男女共同参画社会づくりの理念の推進には、教育・学習の機会の提供や環境整備を図る必要があります。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

##### （教育における配慮）

第8条 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野の教育において、その促進に配慮されること、すべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （市民の責務）

第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### （教育に携わる者の責務）

第13条 教育に携わる者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

《重点課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進》

**施策の方向(5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進**

次代を担う子どもたちが、性別等によってその可能性が狭められることなく、将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育つように、自己肯定力を育み、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進するとともに、子どもの自己決定権の理解を推進します。

**具体的施策**

- ◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。  
【学校教育課】
- ◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。  
【学校教育課】
- ◆心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、関係機関等との連携体制の整備を図りながら性に関する教育を推進します。  
【こども課・学校教育課】
- ◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。  
【学校教育課】
- ◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、異性についての理解を深め、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。  
【学校教育課】
- ◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力の育成・自己決定権について広報・啓発を推進します。  
【コミュニティ文化課】
- ◆小・中学校において、男女混合名簿の活用が図られるよう、啓発・推進します。  
再掲Ⅰ－2－（４）  
【学校教育課】

《重点課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進》

**施策の方向(6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実**

男女共同参画社会づくりのためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会について、認識を深めることが不可欠です。そのために、職場、学校、地域、家庭における教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、教育・学習の機会の提供や環境の整備・充実に努めます。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画社会づくりの理念を理解するよう意識の啓発等を進めます。

**具体的施策**

- ◆日本国憲法及び教育基本法にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努め、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、広報活動を通して学習の機会を提供します。【生涯学習課・学校教育課】
- ◆「男女共同参画週間」、「人権週間」など、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。【生涯学習課・コミュニティ文化課】
- ◆すべての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。【学校教育課・コミュニティ文化課】
- ◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を充実します。【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。【コミュニティ文化課】
- ◆セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど多様化するハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画社会づくりの理念について研修啓発を行います。【コミュニティ文化課】

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 基本目標 | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画) |
| 重点課題 | 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大            |

すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合う男女共同参画社会づくりにおいて、政策・方針決定過程等への男女が社会の対等な構成員として、共に参画することはその基盤をなすものです。また、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、多様な考え方をいかしていくことが求められています。とりわけ女性の政策・方針決定過程等への参画の拡大が重要です。

したがって、あらゆる分野における政策・方針決定過程等への女性の参画を拡大していくために、まず、市が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含めて率先して取組を進める必要があります。さらに、市民、事業者等に対しても方針決定過程への女性の参画を広く呼びかけ、その取組を支援していくとともに、女性の参画について男性の理解を促進していくことが必要です。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（政策等の立案及び決定等への参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての市民が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案、決定等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（政策の立案及び決定への参画の促進）

第18条 市は、市における政策の立案及び決定へのすべての市民の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合においては、その委員の男女のいずれか一方が、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

重点課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大≫

**施策の方向(7) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大(女性活躍推進計画)**

市の政策・方針決定過程等への女性の参画を拡大していくため、市の審議会などの委員への女性の登用について、都城市男女共同参画社会づくり条例第18条第2項の規定及び都城市審議会等の整理・運営等に関する指針を早期に達成するよう努めます。

また、市職員については、都城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づきながら、意欲と能力のある女性の採用・登用等を促進します。

**具体的施策**

- ◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。 **【全部局】**
- ◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。 **【職員課】**

**【目標値】**

| 評価項目            | 基準値               | 目標値               |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 市の審議会等における女性の割合 | 23.3%<br>【2016年度】 | 40.0%<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.11.2 男女共同参画社会の推進

《重点課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大》

**施策の方向(8) 事業等の方針決定過程への女性の参画拡大(女性活躍推進計画)**

事業所等において、経営などにおける女性の役割を適正に評価し、女性が男性と対等にあらゆる活動の方針決定過程に参画する機会を確保、拡大していくための環境整備の重要性について啓発を進めます。さらに、事業所等が積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に取り組む機運を醸成します。

また、地域においては、女性の参画が遅れている現状を踏まえ、地域における政策・方針決定過程への女性の参画を推進することにより、女性のニーズを地域の方針へ反映するための環境整備に努めます。

**具体的施策**

- ◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆農林水産業の事業経営における政策・方針決定過程等への女性参画を拡大し、女性の意思がより反映されるような経営体制の構築に向けた取組を推進します。【農政課】
- ◆女性リーダーの養成や女性活動団体の連携のための各種学習機会を充実し、指導的な役割を果たす新たな人材の育成を図ります。【コミュニティ文化課】
- ◆企業や地域など、様々な分野で活躍する人材の発掘に取り組むとともに、女性リーダーの資質を有する人材の把握に努め、積極的な活用を図ります。【コミュニティ文化課】
- ◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。【コミュニティ文化課】

**[目標値]**

| 評価項目                   | 基準値               | 目標値               |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| まちづくり協議会の女性役員の割合(15地区) | 11.8%<br>【2016年度】 | 16.8%<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.11.1 協働によるまちづくりの推進



|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 基本目標 | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画) |
| 重点課題 | 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)        |

仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分らしさがいかせる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現は、男女があらゆる分野にその個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保する上で重要です。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識などを反映して、家事、育児や介護等の多くを女性が担う一方、男性は人生の多くの時間を仕事に費やし、経済的責任を負っているという現状があります。このことが、女性が育児・介護等と両立しながら、能力を十分に発揮して思うように活躍できない要因となっています。また、男性は長時間労働の結果、家事、育児、介護等に主体的に参画することを困難にしています。国では、長時間労働の是正等「働き方改革」の取組として、「男性の暮らし方・意識の改革」、「男性の家事・育児等への参画」等具体的方策を推進しています。

男女共同参画社会づくりにおいては、特定の活動の主要な責任が性別によって偏らないように配慮し、社会や地域の支援も得ながら、すべての人が自らの意思によって、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて取り組むことが必要です。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

(多様な活動へ携わる機会の確保)

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に携わることができる機会を確保するため、性別による固定的な役割分担等を反映して、職域、地域、家庭その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮されなければならない。



子育てガイド

《重点課題5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)》

**施策の方向(9) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援 (女性活躍推進計画)**

子育ては、社会全体の取組として支援が必要です。仕事と子育ての両立を支援し、子育ての不安感を軽減し、安心・安全な子育てができるよう環境整備を進めます。また、多様化するライフスタイルによる様々なニーズに対応した保育サービスの整備、子育てにかかわる相談・支援体制の充実を図っていきます。

**具体的施策**

- ◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。【保育課・こども課】
- ◆女性が母性を尊重され、働きながら安心して妊娠・出産をするためには、家族や職場の理解、協力が重要であることから、女性がその能力を発揮し生涯を通じて健康で働き続けられるように、働く女性のための法制度の周知や、相談に努めます。【こども課】
- ◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。【保育課】
- ◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。【保育課】
- ◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。【コミュニティ文化課】

**[目標値]**

| 評価項目                | 基準値                 | 目標値                 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 子育て支援センター利用者延べ人数    | 30,827人<br>【2016年度】 | 40,000人<br>【2022年度】 |
| ファミリー・サポート・センター利用件数 | 3,071件<br>【2016年度】  | 6,100件<br>【2022年度】  |

総合戦略 2.6.2 出産・子育て支援の充実



《重点課題5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)》

施策の方向(10) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し(女性活躍推進計画)

男女が共に仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるように、性別による固定的な役割分担の見直しなどの啓発活動を進めるとともに、育児・介護休暇を取得しやすい雇用環境の整備を進めます。

具体的施策

- ◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。

【商工政策課】

- ◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。

【職員課】

- ◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。

【コミュニティ文化課】

- ◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。

再掲Ⅱ－５－(9)

【コミュニティ文化課】

- ◆男性の家事・育児等に対する知識やスキルの向上のための講座等を開催し、「男性の家事・育児等への参画」を推進します。

【コミュニティ文化課】



介護保険利用の手引き



入所のご案内

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 基本目標 | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画) |
| 重点課題 | 6 働く場における男女共同参画の推進              |

就業は、人々の自己実現や経済的基盤をなすものであり、男女共同参画社会づくりにおいても、この分野は極めて重要な意味を持っています。「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、就業者が性別により差別されることなく、それぞれの性を尊重され、仕事と家庭の両立が図れる社会を目指して整備されました。さらに、2016（平成28）年4月1日に「女性活躍推進法」が施行され、民間事業者や国・地方公共団体には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務づけられました。しかし、現実には依然として、仕事の内容、待遇面での差別的取扱いが改善されていません。特に、女性に対するマタニティ・ハラスメントが社会問題化しています。さらに、女性の就業者については、出産・育児・介護を理由に、継続就業の希望に反して離職する女性が多いため、労働力率の「M字カーブ」が解消されていないのが現状です。また、男性については、長時間労働により、家事・育児・介護等に参画する機会が阻害されています。少子高齢化の進展による労働人口の減少に伴い、性別にとらわれることなく、多様で柔軟な働き方を尊重し、その能力が発揮できる社会の実現が求められています。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

##### （事業者の責務）

第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

##### （農林水産業及び商工業の分野における環境の整備）

第22条 市は、本市の男女共同参画社会の形成の促進において、農林水産業及び商工業の分野の重要性を考慮し、国、県その他の関係機関と連携して、当該分野において基本理念が早急に実現できるよう努めるものとする。

《重点課題6 働く場における男女共同参画の推進》

**施策の方向(11) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (女性活躍推進計画)**

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について、事業所に対する啓発や情報の提供などを積極的に行い推進していきます。事実上生じている男女の就業者間の格差を解消するためには、事業所の積極的改善措置（ポジティブアクション）が重要であることから、事業所に対して働きかけを行っていきます。また、市役所においても性別にとらわれない職務分担を促進していきます。

**具体的施策**

- ◆市管理職への登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適正を見極め、積極的に登用を図ります。【職員課】
- ◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。【商工政策課】
- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について啓発に努めます。再掲Ⅱ－４－（８）【商工政策課】
- ◆女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者を推薦し、優れた取組を広く紹介します。【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。【コミュニティ文化課】

**[目標値]**

| 評価項目          | 基準値             | 目標値                   |
|---------------|-----------------|-----------------------|
| 民間企業等への啓発活動件数 | 12件<br>【2016年度】 | 100件(延べ数)<br>【2022年度】 |

総合計画 3.11.2 男女共同参画社会の推進

《重点課題6 働く場における男女共同参画の推進》

施策の方向(12) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (女性活躍推進計画)

男女が、価値観やライフスタイル等に応じ多様で柔軟な働き方が選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは重要です。出産・育児・介護等を理由に離職することのない継続就業や起業、離職後の再就職ができる環境の整備や、能力を十分に発揮できる就業環境の整備を推進します。

具体的施策

- ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。【商工政策課】
- ◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。【商工政策課】
- ◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。【こども課】
- ◆「男性の暮らし方・意識の変革」を推進し、多様な視点による職場のダイバーシティの進展を啓発します。【コミュニティ文化課】



くるみん、プラチナくるみんマーク

くるみん、プラチナくるみんマークとは、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

《重点課題6 働く場における男女共同参画の推進》

**施策の方向(13) 女性の能力開発促進のための支援 (女性活躍推進計画)**

雇用上の実質的な男女の機会均等を図り、働く又は働きたい女性の思いを叶え、男女が多様な生き方、働き方を実現するためには、女性に対する意識啓発、情報提供、能力開発などの施策を積極的に行っていきます。また、市役所においても、性別にかかわらず女性職員の登用や職域拡大を図るため女性職員に対する能力開発を推進していきます。

**具体的施策**

- ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。再掲Ⅱ－6－(12) 【商工政策課】
- ◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。再掲Ⅱ－6－(12) 【商工政策課】
- ◆女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。 【職員課】
- ◆生涯学習講座を通して、女性のエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。 【生涯学習課】
- ◆市の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。 【コミュニティ文化課】
- ◆女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。 【コミュニティ文化課】
- ◆働き方が多様化し、個人が変化し続ける社会に適応するためにリカレント教育を関係機関と連携し、女性の学び・キャリア形成支援を推進します。【コミュニティ文化課】

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 基本目標 | Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画） |
| 重点課題 | 7 様々な分野における男女共同参画の推進            |

最近における男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化をみると、これまで掲げていない分野の施策においても、男女共同参画の視点に立った新たな施策の立案・実施を求められています。

地域、農林業、環境問題及び災害対策の分野は、人々の暮らしに直接つながる分野であり、女性の一層の参画が望まれており、男女がともに参画し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができます。

女性が活躍できる制度が整っている企業の証

「えるぼしマーク」



女性活躍推進法に基づいて行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けた企業の証が「えるぼしマーク」です。

認定には、1から3段階あります。



《重点課題7 様々な分野における男女共同参画の推進》

**施策の方向(14) 地域における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）**

各地域で行われているまちづくりの活動は、その取組団体の多くの役職を男性が占めており、まちづくりの方針等に女性が参画する機会は依然として少ない状況です。地域の活性化を図るため、男女を問わず地域住民のまちづくり活動への参画を推進します。

**具体的施策**

- ◆観光分野においては、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光づくりを目指し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに、女性の元気や発想をこれまで以上に活用します。  
【みやこんじょ PR 課】
- ◆地域主導の観光地づくりに、男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるように支援します。  
【みやこんじょ PR 課】
- ◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。  
【環境政策課】
- ◆多様性のあるまちづくりを、男女を問わず地域住民等が主体となり、進めていく取組を行います。  
【都市計画課】
- ◆市民団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。  
【コミュニティ文化課】
- ◆まちづくり協議会、自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。再掲Ⅱ－4－（8）  
【コミュニティ文化課】
- ◆ボランティアやNPO活動、まちづくり協議会等の活動を通じて、地域活性化のために、男女の積極的な参画を推進します。  
【コミュニティ文化課・総合支所】

《重点課題7 様々な分野における男女共同参画の推進》

**施策の方向(15) 農業等における男女共同参画の確立（女性活躍推進計画）**

本市においては、女性は農畜産業・商工自営業の重要な担い手であり、女性の果たしている役割は極めて大きいものがあるにもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識を反映して、経営や方針決定の場への参画は進んでいない状況があります。このような状況を改善するため、女性は男性の対等なパートナーとして、経営上の位置付けを明確化するなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めるような機運の醸成を図ります。

**具体的施策**

- ◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。【農政課】
- ◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。【農政課・六次産業化推進事務局】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、女性が抱える多様な悩みに女性相談員が対応します。また、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなど働く女性の支援を推進します。再掲Ⅱ－6－（11）  
【コミュニティ文化課】

**[目標値]**

| 評価項目          | 基準値               | 目標値               |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 「家族経営協定」の締結割合 | 26.5%<br>【2016年度】 | 30.0%<br>【2022年度】 |



|      |                      |
|------|----------------------|
| 基本目標 | Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり |
| 重点課題 | 8 生涯にわたる健康支援         |

男女が、それぞれの性にかかわる身体的特徴について、十分に理解を深め、相手の精神的、身体的健康を思いやることは、個人の尊厳にかかわることであり、男女共同参画社会づくりの基礎をなすものです。特に女性は、男性と異なる身体的特徴やそれに由来する思春期、妊娠・出産期、更年期等、生涯において、健康上の問題等における配慮が求められています。しかし、現実には、女性の生涯にわたる健康が、十分に配慮されていないなど、女性の健康に悪影響を及ぼしている状況もみられます。また、男性は長時間労働の結果、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が取りにくい環境にあったり、精神面で孤立しやすく、若年層を含め経済・生活問題が背景にある自殺も多い状況にあります。長時間労働の是正等、「男性の暮らし方・意識の改革」を推進することにより、男性の生涯を通じた心身の健康支援も図る必要があります。

国際的に基本的人権として重要視されている、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の視点に配慮しつつ、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、健康を生涯にわたり、包括的に支援するための取組や、性差に応じた健康を支援するための総合的な対策を推進する必要があります。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（生涯にわたる女性の健康への配慮）

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、法令に定める場合を除くほか、妊娠、出産その他の事項について自らの意思が基本的に尊重された上で、生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

《重点課題8 生涯にわたる健康支援》

**施策の方向(16) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援**

「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女が共に正確な知識を持ち、お互いの人権を思いやり、自らの健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して子どもを産むことができるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦に関係機関と連携し支援を行います。

**具体的施策**

- ◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、正しい知識の普及に努めます。  
【こども課】
- ◆安心して出産・子育てができるように、パパ・ママ教室の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。  
【こども課】
- ◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。  
【学校教育課】

### 施策の方向(17) 生涯にわたる健康保持増進対策の推進

健康教育や相談体制を充実させることにより、多様化するライフステージに応じて的確に自己管理を行うことができるようにすることで、生涯を通じた心身の健康の保持増進を図ります。また、運動習慣の有無が健康と密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体的活動を推進し、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえた取組を推進します。

#### 具体的施策

- ◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。【健康課】
- ◆生涯を通じた健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。【健康課】
- ◆女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに保健師の資質の向上に努めます。【健康課】
- ◆スポーツを通して、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。【スポーツ振興課】
- ◆自殺者の約7割を男性が占めている現状を踏まえ、生涯を通じた心身の健康保持のため、関係機関との連携を図るとともに、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。【コミュニティ文化課】

《重点課題8 生涯にわたる健康支援》

施策の方向(18) 健康を脅かす問題についての対策の推進

健康に甚大な影響をもたらすH I V／エイズや性感染症及び女性特有のがん、喫煙・受動喫煙・飲酒についての正しい知識の普及と情報提供を図ります。また、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康を蝕むだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因につながることから、薬物の乱用の影響に関する正しい知識の普及等、薬物乱用対策を関係機関と連携して行います。

具体的施策

- ◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。
- ◆関係機関と連携して、健康を脅かす問題についての正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◆薬物の乱用の影響に関する正しい知識の普及等、薬物乱用対策を関係機関と連携して行います。
- ◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。

【健康課】

〔目標値〕

| 評価項目                  | 基準値                | 目標値                |
|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 子宮がん検診受診者数(対象者:20歳以上) | 5,079人<br>【2016年度】 | 7,020人<br>【2022年度】 |
| 乳がん検診受診者数(対象者:40歳以上)  | 4,750人<br>【2016年度】 | 5,705人<br>【2022年度】 |

総合戦略 2.7.4 健康づくりの推進

| 基本目標 | Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり                  |
|------|---------------------------------------|
| 重点課題 | 9 配偶者等に対するあらゆる暴力（DV）の根絶<br>（DV対策基本計画） |

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の現状や、男女の置かれている社会構造を直視するとき、特に女性に対する暴力について、早急に対処する必要があります。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等インターネットを利用した性犯罪などにも対策が求められています。暴力は、身体的なものに限ったものではなく、つきまといなどのストーカー行為など精神的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なものもあります。

このような女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を男性に比べてさらに従属的な状況に追い込むものです。また、このような暴力は、女性に限ったものではなく、男性や子どもが被害者にもなり得るものです。これらは、犯罪行為となるものを含んでおり、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会形成の基本理念の一つである「男女の人権の尊重」に反するものです。

そのため、男女共同参画社会づくりを推進して行く上で、極めて重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（相談及び苦情の処理等）

第23条 市は、この条例に規定する事項について、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等についての苦情の処理のために必要な措置及び性別等による差別的取扱いなどの男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合において、被害者の救済を図るために必要な措置を講ずるものとする。



#### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、親密な男女間でおこる暴力で、被害者は多くの場合、女性です。「女性は男性に従うもの」等の性別で役割を固定した考え方を背景に優位な立場の人が弱い立場の人を思い通りに支配しようとするためにふるわれる暴力です。DVは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

《重点課題9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶(DV対策基本計画)》

**施策の方向(19) あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進(DV対策基本計画)**

配偶者等に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの意識を、広く市民に周知徹底することが重要です。また、誰にでも加害者、被害者になる可能性があることについて、あらゆる暴力についての正しい知識の啓発も必要です。特に将来の加害者や被害者にならないための若年層への教育・啓発が必要です。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めることを通して暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進します。

**具体的施策**

- ◆都城市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程に基づき、市職員に対して研修を行うとともに、相談窓口を設置します。【職員課】
- ◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。【コミュニティ文化課・学校教育課・生涯学習課】
- ◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、DVに関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を推進します。【コミュニティ文化課】
- ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。【コミュニティ文化課】
- ◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた事業所での取組の推進について啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。【コミュニティ文化課】

**[目標値]**

| 評価項目                                                  | 基準値               | 目標値               |
|-------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 市民意識調査「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について「言葉も内容も理解している」と回答した人の割合 | 51.1%<br>【2016年度】 | 60.0%<br>【2021年度】 |
| 弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談の回数                               | 12回／年<br>【2016年度】 | 12回／年<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.11.2 男女共同参画社会の推進



《重点課題9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶(DV対策基本計画)》

## 施策の方向(20) 安心して相談できる支援体制の充実・強化(DV対策基本計画)

暴力による被害者は、身体的被害だけでなく精神的にも深い傷を負っています。そのため、市役所関係各課及び関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備します。更に、被害者の保護及び支援を行うとともに、相談を行ったことによる2次被害についても配慮しながら、配偶者等からの暴力に対処するための体制の充実を図ります。

### 具体的施策

- ◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。【市民課】
- ◆女性総合相談の内容に応じた配慮・対応ができるように、関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。【コミュニティ文化課】
- ◆相談者の様々な悩みやニーズに対応できるよう、相談員の研修を行い被害者の支援体制を充実します。【コミュニティ文化課】
- ◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。【コミュニティ文化課】
- ◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内の暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。【コミュニティ文化課】
- ◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)、性暴力被害者等支援センター(さぼーとねっと宮崎)等の関係機関との緊密な連携を図ります。【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等専門家による面接相談を設けるなどの支援を推進します。【コミュニティ文化課】

### 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までが運動期間です。

11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

11月12日運動期間の初日に、全国で「パープル・ライトアップ」を実施しています。



《重点課題9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶(DV対策基本計画)》

**施策の方向(21) 被害者の安全と安心の確保 (DV対策基本計画)**

配偶者等に対する暴力について、県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）及び性暴力被害者等支援センター（さぽーとねっと宮崎）等関係機関と連携し、被害者の状況に応じた迅速で安全な対応を目指します。

**具体的施策**

- ◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実に図ります。再掲Ⅲ－9－（20）【市民課】
- ◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。【学校教育課・こども課・保育課・福祉課・介護保険課】
- ◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。【建築課】
- ◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。【保護課】
- ◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。再掲Ⅲ－9－（20）【コミュニティ文化課】
- ◆配偶者からの暴力の被害者や家庭内の暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもに配慮した相談に努めます。再掲Ⅲ－9－（20）【コミュニティ文化課】
- ◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、性暴力被害者等支援センター（さぽーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。再掲Ⅲ－9－（20）【コミュニティ文化課】

《重点課題9 配偶者等に対するあらゆる暴力(DV)の根絶(DV対策基本計画)》

## 施策の方向(22) 被害者の生活再建への支援(DV対策基本計画)

身体的・精神的に深い傷を負った被害者の新たな生活を支援するために、市役所関係各課及び関係機関と連携し、生活再建への支援体制を整備します。

### 具体的施策

- ◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実に図ります。再掲Ⅲ－9－(20) 【市民課】
- ◆被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、安全と安心の確保に努めます。また、教育、保育、介護等を受ける必要がある場合については、関係各課と連携して対応します。再掲Ⅲ－9－(21) 【学校教育課・こども課・保育課・福祉課・介護保険課】
- ◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。再掲Ⅲ－9－(20) 【コミュニティ文化課】
- ◆住宅に困窮するDV等の被害者に対して、市営住宅への入居支援を実施します。再掲Ⅲ－9－(21) 【建築課】
- ◆経済的な不安を抱えるDV被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。再掲Ⅲ－9－(21) 【保護課】

### パープルリボン



#### 女性に対する暴力根絶のシンボル

子どもや暴力の被害者にとって、世界を安全なものとするのを目的として、1994年にアメリカのニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたと言われています。

現在40カ国以上の国際的なネットワークに発展しています。

| 基本目標 | Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり                  |
|------|---------------------------------------|
| 重点課題 | <b>１０ 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備</b> |

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化などを背景に、貧困など生活上の困難に直面する人々が著しく増加する傾向にあります。とりわけ、高齢単身女性世帯や、ひとり親世帯で貧困率が高くなってきています。また、父子世帯も増加の兆しがあります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が確立されていない状況のもとで、貧困などの生活上の困難から健康や心理面への影響も懸念されることから、支援を必要とするすべての人に対する相談体制の構築や自立支援対策などにも、より積極的に取り組んでいく必要があります。

誰もが安心して暮らせるために、男女共同参画社会の視点から、支援を必要とするすべての人の環境整備に努めます。人権尊重の観点から、多様性（ダイバーシティ）に配慮し、高齢者や障がい者、外国人、性的指向や性同一性障害等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人への支援を進め、これらの社会的弱者が社会参画の機会を得るとともに、経済的にも自立し、社会全体で支えていく考え方に立った施策を進めていきます。



### だれでもトイレ

１９９６年「東京都福祉のまちづくり条例」で用いられた言葉です。

高齢者、車椅子使用者、乳幼児や妊婦、オストメイトの方など様々な人が利用しやすいように設計されたトイレです。現在では、性別を問わずだれでも安心して利用できるトイレのことを「だれでもトイレ」として表示されている場合もあります。

《重点課題10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備》

## 施策の方向(23) ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭が、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育て支援やひとり親家庭の生活・健康に対する支援を行います。特に、父子家庭が地域で孤立しやすいことの背景にある、固定的性別役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動を行うとともに、男性も対象とした相談体制の構築を図ります。

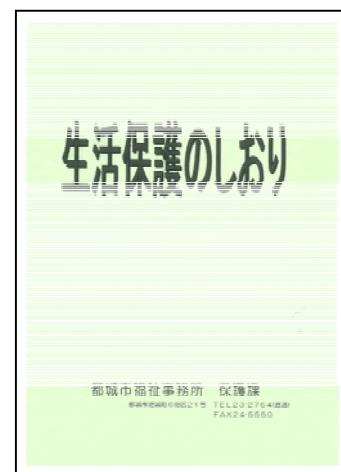
### 具体的施策

- ◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。【こども課】
- ◆ひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行い、一時的な生活援助・保育サービス等を支援します。【こども課】
- ◆ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。【保育課】
- ◆経済的に困窮しているひとり親家庭のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。【保護課】
- ◆父子家庭が地域で孤立しやすい現状を踏まえ、相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努め、関係機関との連携を図ります。

【コミュニティ文化課】



みやこのじょう福祉・就労支援コーナー



生活保護のしおり

《重点課題10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備》

## 施策の方向(24) 自立に向けた力を高める取組の推進

配偶者からの暴力の被害者やひきこもり等困難な状況に置かれた人々が、適性や能力に応じて、自立に向けた活動に取り組むことができるように、情報提供や相談体制、女性のエンパワーメントに向けた支援の充実を図ります。

### 具体的施策

- ◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。再掲Ⅱ－6－（12）【こども課】
- ◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建のための就業相談や情報提供を行います。再掲Ⅲ－9－（20）  
【コミュニティ文化課】
- ◆男女共同参画センターの女性総合相談窓口の周知・広報を図り、自立に向けた相談体制の充実を図ります。  
【コミュニティ文化課】
- ◆貧困の連鎖を断ち切るため、また適性や能力をいかせる道を広げるため、生活保護受給者へ、高等学校等の就学費用を支援します。  
【保護課】

### 都城市男女共同参画センター

#### センターの主な事業

- ・啓発及び能力開発に関する講座等の開催
- ・情報誌の発行などの広報、啓発の推進
- ・図書・ビデオ等の情報の収集及び提供
- ・市民・団体等の交流の場の提供
- ・男女共同参画社会の形成にむけて活動している団体の支援

#### 女性総合相談【女性相談員が相談に応じます】

電話相談（男性も可） 月～金曜日（10：00～16：00）

面接相談（要予約） 月～金曜日（10：00～16：00）

#### 専門相談【女性カウンセラー・女性弁護士】

こころの相談 毎月第3火曜日

法律相談 毎月第4火曜日



《重点課題10 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備》

### 施策の方向(25) 高齢者、障がい者、外国人市民等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくための施策を進めていきます。また、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう支援し、安心して暮らせる介護体制の構築を図ります。

また、「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がいのある人もない人も共に生きていける社会づくりを行っていきます。その際、障がいのある人の社会的障壁の除去について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき合理的な配慮をします。また、女性が専ら介護を担うことが、当然という社会的傾向の背景にある、固定的性別役割意識を解消し、社会全体で高齢者の介護を支えていくための施策を進めます。

国際化の進展や国際交流の促進に伴い、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが求められています。国籍、文化、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。

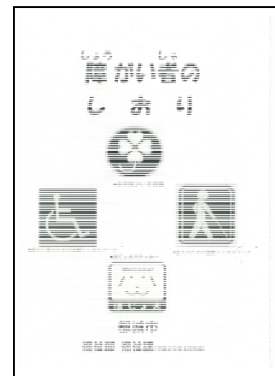
### 具体的施策

- ◆ 55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練及び就職支援相談、就職促進に努めます。【商工政策課】
- ◆ 高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供すると共に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。【介護保険課】
- ◆ 高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習活動を通じた社会参画の機会の提供などを行います。【福祉課】
- ◆ 障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。【福祉課】
- ◆ 高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の雇用促進について市民や企業に対する啓発に努めます。【福祉課】

- ◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がいを持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていけるようにユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。【福祉課】
- ◆障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。【福祉課】
- ◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。【建築課】
- ◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。【建築課】
- ◆インターネット上のサービスを企画・提供しようとするときは、可能な限り高齢者や障がい者、外国人などが利用しやすいよう配慮します。【秘書広報課】
- ◆日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人市民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。【国際化推進室】



第7期高齢者福祉計画  
及び介護保険事業計画



障がい者のしおり

〔目標値〕

| 評価項目                 | 基準値              | 目標値              |
|----------------------|------------------|------------------|
| 高齢者の趣味の教室登録者数        | 129人<br>【2016年度】 | 140人<br>【2022年度】 |
| 日本語れんしゅうかいの外国人市民参加者数 | 660人<br>【2016年度】 | 720人<br>【2022年度】 |

総合戦略 2.7.1 高齢者福祉の充実

総合戦略 3.9.1 グローバル化への対応と国際交流の推進



| 基本目標 | Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり     |
|------|--------------------------|
| 重点課題 | 1 1 災害対策の分野における男女共同参画の推進 |

自然災害の発生時において、性別、年齢や障がい等の有無等、様々な社会的立場によって、その影響は異なります。東日本大震災においては、避難所で女性用物資が不足をしたり、授乳や着替えのスペースがなかったり、固定的性別役割分担意識から女性に食事の準備の役割を任せられたり、男性だけが避難所の運営を取り仕切ったりなど、男女共同参画の視点が不十分な状況がありました。その後発生した、熊本地震では、多くの問題点は改善され、地域コミュニティの重要性も再認識する機会になったものの、依然として男女共同参画の視点が不十分な状況です。

そのような状況を踏まえ、災害時における避難所の管理・運営について再検討し、充実を図っていきます。そのためには、災害対策の施策、計画等に係る意思決定への女性の参画が重要であることから、平常時からの男女共同参画社会の実現をさらに推進することによって、災害時の困難を最小限に抑える取組を実現していきます。



都城市総合防災マップ



都城市防災ハンドブック多言語版

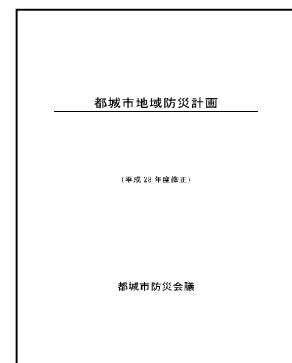
《重点課題11 災害対策の分野における男女共同参画の推進》

施策の方向(26) 災害対策の分野における男女共同参画の推進

東日本大震災の発生時の避難所運営や、生活用品等の備蓄などについては、女性に対する配慮が十分でないなどの問題が生じ、様々な課題がクローズアップされ、対策が検討されました。しかし、2016（平成28）年4月発生 of 熊本地震においても、プライバシーが確保されていない等、十分な配慮がされたとは言い難い状況でした。本市では、新燃岳や桜島の火山噴火や台風災害に備えて、防災・災害対策における男女のニーズの違いに配慮して、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の整備を進めます。

具体的施策

- ◆ 災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた具体的な配慮がなされるように、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。 【危機管理課】
- ◆ 阪神淡路大震災から熊本地震までの問題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。 【危機管理課】
- ◆ 地域防災の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。 【消防局総務課】



都城市地域防災計画

[目標値]

| 評価項目                | 基準値             | 目標値              |
|---------------------|-----------------|------------------|
| 福祉避難所の指定箇所数         | 5箇所<br>【2016年度】 | 15箇所<br>【2022年度】 |
| 女性消防団員における応急手当普及員割合 | 18%<br>【2016年度】 | 25%<br>【2022年度】  |

総合戦略 2.4.2 消防・救急体制の確立

| 基本目標 | Ⅳ 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化 |
|------|-----------------------------|
| 重点課題 | 1 2 国際理解及び多文化共生社会の創造        |

1975（昭和50）年の国際婦人年以来、我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、女性問題及び男女共同参画社会づくりへの取組は、国際的な動向と連動して推進してきました。しかしながら、今日の我が国の女性の地位をみると、国際的な基準に照らして遅れている分野がいまだに存在します。

近年、本市においても、モンゴル・ウランバートル市等との友好交流や経済交流が進展し、外国人市民も2013（平成25）年4月から2017（平成29）年4月までに、226人増加（1,007人 2017（平成29）年4月現在）するなど、国際化が一層の進展を見せています。これらの都市や人々とのコミュニケーションを図る上でも、国際基準の導入や相互理解がますます求められています。

今後も、国際社会における女性問題や男女共同参画社会づくりへの取組の成果や経験を十分に活用し、本市における男女共同参画社会づくりを一層充実させていくとともに、国際社会の一員として貢献することが求められます。

#### 都城市男女共同参画社会づくり条例

（国際理解及び国際協力）

第9条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際理解及び国際協力の下に行われるよう配慮されなければならない。



《重点課題12 国際理解及び多文化共生社会の創造》

**施策の方向(27) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造**

男女共同参画社会づくりや男女平等に関わる国際規範・基準を本市の男女共同参画社会づくりにおいても積極的に取り入れるとともに、これらを理解しやすい形で情報提供し、市民や事業所等に浸透させる必要があります。

また、友好交流都市をはじめとする海外諸都市や外国人市民との交流を始め、様々な分野における国際交流や国際協力を促進します。

**具体的施策**

- ◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準・取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。【国際化推進室】
- ◆地球社会の「平等・開発・平和」の実現を目指し、海外諸都市や外国人市民との様々な分野での国際交流や国際協力を推進します。【国際化推進室】
- ◆女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連のある各種の条約や国際会議における女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等について、市民に情報提供を行い、理解を広げます。【コミュニティ文化課】



**[目標値]**

| 評価項目                | 基準値                | 目標値                |
|---------------------|--------------------|--------------------|
| 国際交流員による国際理解講座の参加者数 | 5,835人<br>【2016年度】 | 6,000人<br>【2022年度】 |

総合戦略 3.9.1 グローバル化への対応と国際交流の推進

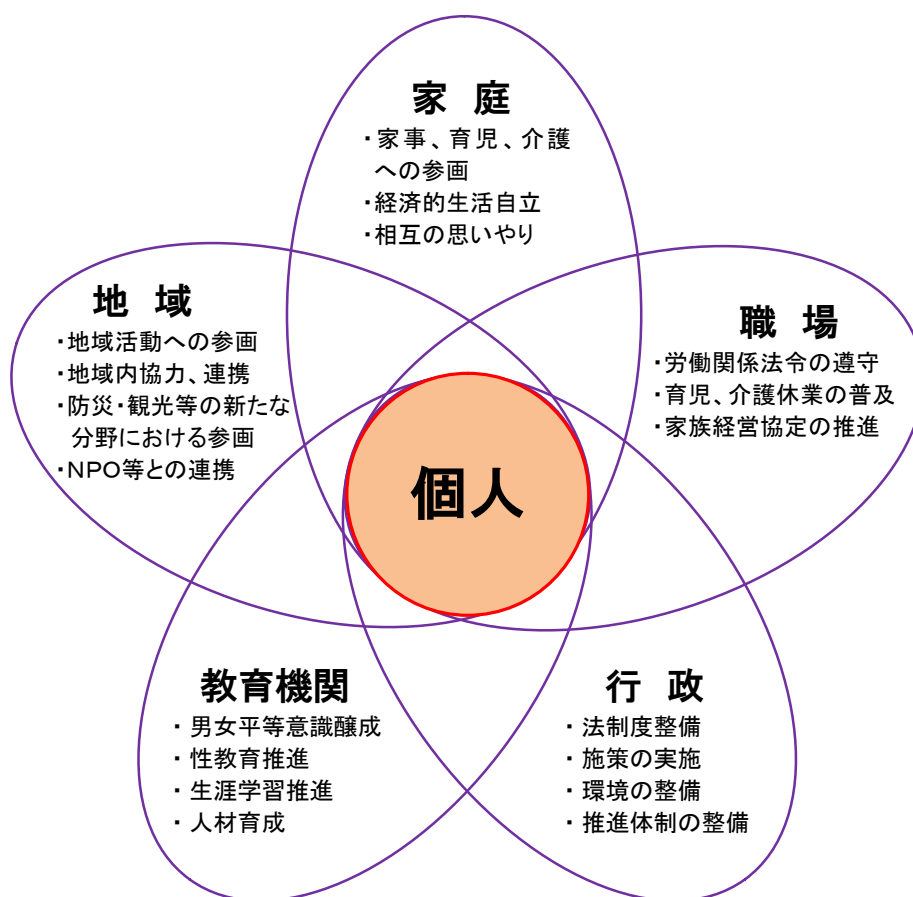
|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 基本目標 | Ⅳ 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の整備・強化 |
| 重点課題 | 13 男女共同参画の推進体制の整備           |

本市の男女共同参画社会づくりを推進していくに当たっては、国際的な動向との整合はもとより、国、県等の関係機関との連携のもと、基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた広範で多岐にわたる取組について整合性をもって、総合的かつ効果的に推進していく必要があります。行政機関の取組だけではなく市民、事業者、教育者等においても、相互に協力・連携しながら、それぞれに男女共同参画社会づくりへの自主的な取組を進めていくことが期待されます。

このためには、基盤となる男女共同参画社会づくりのための推進体制を整備・強化し、市民全体への広がりをもって社会のあらゆる分野での取組を進めることが重要です。

#### ◆男女共同参画社会づくり推進イメージ

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、行政ばかりではなく、職場、教育機関、地域、家庭などが協力・連携していくことが大切ですが、一人ひとりが自らの問題として取り組むことが最も大切なことです。



## 都城市男女共同参画社会づくり条例

### （市の責務）

- 第10条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を主要な政策と位置付けて総合的に定め、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等（以下「市民等」という。）、国並びに他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### （市民の責務）

- 第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

- 第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

### （情報収集及び調査研究）

- 第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定めるに当たって必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

### （市民等への支援）

- 第19条 市は、市民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動の支援に努めるものとする。

### （事業者への協力及び是正の依頼）

- 第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進への取組みに関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。



### 施策の方向(28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化

本市の男女共同参画行政の推進体制は、2006（平成18）年に「都城市男女共同参画社会づくり条例」が制定され、市民により構成される「都城市男女共同参画社会づくり審議会」及び庁内組織である「都城市男女共同参画行政推進会議」を両輪として、一定の成果を生み出してきました。

しかしながら、庁内各部署や市職員を始め、市民、事業者などの男女共同参画社会についての理解はまだまだ十分ではなく、一層の周知・浸透を図る必要があります。男女共同参画行政をさらに総合的かつ効果的に推進し、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を図るために、推進体制のより一層の強化を図ります。

#### 具体的施策

- ◆本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくため「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。
- ◆男女共同参画行政推進会議において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。また、男女共同参画に関わる有識者からなる、男女共同参画社会づくり審議会の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。
- ◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るために、情報誌を発行するなど啓発に努め、市民・事業者との協力・連携体制の強化を図ります。
- ◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を、都城市男女共同参画行政推進会議及び都城市男女共同参画社会づくり審議会において評価を行っていきます。

【コミュニティ文化課】



《重点課題13 男女共同参画の推進体制の整備》

施策の方向(29) 男女共同参画センターの機能強化

2005（平成17）年度には、都城市男女共同参画社会づくり条例に規定する目的を推進するため、市役所内に「都城市男女共同参画センター」を設置し、女性総合相談、啓発活動及び各種広報に関する業務を推進してきました。

本市の男女共同参画社会形成のための拠点施設として、情報提供、啓発・セミナー、相談業務などを積極的に展開するとともに、交流事業による各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域や各世代が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決できる機能を充実させます。

具体的施策

- ◆男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。
- ◆県男女共同参画センター、各市の男女共同参画センター及び関連団体等との協力・連携体制を図り、啓発、相談員による女性総合相談、セミナーなどの充実により男女共同参画の推進に努めます。

【コミュニティ文化課】



〔目標値〕

| 評価項目            | 基準値              | 目標値               |
|-----------------|------------------|-------------------|
| 相談員の研修・講座への派遣件数 | 5件／年<br>【2016年度】 | 10件／年<br>【2022年度】 |

総合計画 3.11.2 男女共同参画社会の推進

《重点課題13 男女共同参画の推進体制の整備》

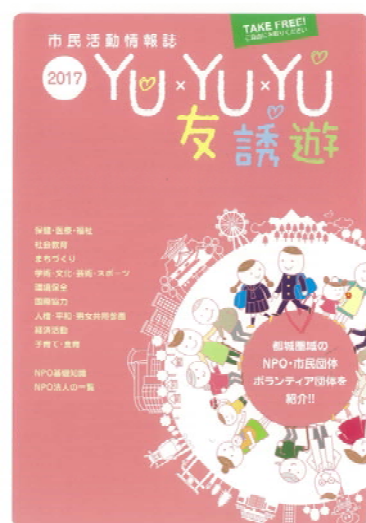
施策の方向(30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進

男女共同参画を進める上で、様々な機関や地縁団体、市民公益活動団体や特定非営利活動法人（NPO）等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を密にし、男女共同参画推進の自主的な活動を促進し、連携及び協働できる体制を構築していきます。

具体的施策

- ◆男女が協力連携して、望ましい男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体の育成を図ります。
- ◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を支援していきます。

【コミュニティ文化課】



市民活動情報誌

## 参 考 資 料

- 資料 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料 2 男女共同参画社会基本法
- 資料 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 資料 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 資料 5 都城市男女共同参画社会づくり条例
- 資料 6 都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則
- 資料 7 都城市男女共同参画行政推進会議設置規程
- 資料 8 都城市男女共同参画センター設置規則
- 資料 9 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（概要版）
- 資料 10 DV 防止法における支援体制（要保護者の支援）
- 資料 11 第2次都城市男女共同参画計画（改定版）実績報告
- 資料 12 都城市男女共同参画社会づくり審議会委員名簿及び開催状況
- 資料 13 男女共同参画関連用語解説

## 資料１ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979 年（昭和 54 年）12 月 18 日国連総会採択

1980 年（昭和 55 年）7 月 17 日日本国署名

1981 年（昭和 56 年）9 月 3 日発効

1985 年（昭和 60 年）6 月 25 日日本国批准

1985 年（昭和 60 年）7 月 25 日日本国効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

## 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
  - (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
  - (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利
- 第8条締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

## 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを自的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

## 第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全作業（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的 解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

## 第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

## 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

## 第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利



- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人

の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第 6 部

## 策 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

## 第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 資料２ 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)  
(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行

が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の



促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、

同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

### 資料3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし

つつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

## 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の



三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。  
(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知さ

せるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を

実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定  
平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料４ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２ この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３ この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の



利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置

を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足る申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけれ

ばならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日



## 資料5 都城市男女共同参画社会づくり条例

平成18年9月22日  
条例第342号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第14条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第15条―第23条）

#### 第3章 都城市男女共同参画社会づくり審議会（第24条）

#### 第4章 雑則（第25条）

#### 附則

すべての人は元来、個人として尊重されるべき存在である。

本市においても、これまで個人の尊厳及び人権の尊重のため、男女平等の推進その他の様々な取り組みを進めてきたが、その実現を妨げるような性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行が根強く存在している。その改善を図るために、男女共同参画に関する認識を深め、職場、家庭、地域等における社会通念や慣行の見直しを進めることが求められている。

男女共同参画の推進は、性差を否定するなど男女の区別をなくすことを目指すものではなく、また、伝統文化等を否定するものでもないため、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行の見直しに際しては、社会的な合意を得ながら進めることが大切である。

すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、すべての人が共に責任を担う男女共同参画社会の実現は、国の男女共同参画社会基本法においても21世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においても、男女共同参画社会づくりの推進を重要課題の一つとして位置付け、市民、事業者及び教育に携わる者等と協働して、男女共同参画社会を実現するために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に当たって、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 すべての人の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内において就業又は就学する者及び市内に活動拠点を置く市民団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

##### （すべての人の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、すべての人が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、すべての人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会通念又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮

されなければならない。

（政策等の立案及び決定等への参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、すべての市民が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案、決定等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（多様な活動へ携わる機会の確保）

第6条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に携わることが出来る機会を確保するため、性別による固定的な役割分担等を反映して、職域、地域、家庭その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮されなければならない。

（生涯にわたる女性の健康への配慮）

第7条 男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、法令に定める場合を除くほか、妊娠、出産その他の事項について自らの意思が基本的に尊重された上で、生涯にわたり健康で健全な生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（教育における配慮）

第8条 男女共同参画社会の形成は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野の教育において、その促進に配慮されること、すべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（国際理解及び国際協力）

第9条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組みと密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際理解及び国際協力の下に行われるよう配慮されなければならない。

（市の責務）

第10条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を主要な政策と位置付けて総合的に定め、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体等（以下「市民等」という。）、国並びに他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、公衆に表示する情報において、男女共同参画社会の形成の促進を阻害するおそれのある表現を行わないようにしなければならない。

4 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市民の責務）

第11条 市民は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第12条 事業者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別等による差別的取扱いを行わず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者の職業活動と家庭活動その他の活動とが両立できるよう配慮しなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第13条 教育に携わる者は、男女共同参画社会への理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、他の者の意に反する性的な言動により、その者に不利益を与えたり、就業、教育、生活その他の環境を害したりしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第15条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、第24条に規定する都城市男女共同参画社会づくり審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策を定めるに当たっての配慮等)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を定め、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

(情報収集及び調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定めるに当たって必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(政策の立案及び決定への参画の促進)

第18条 市は、市における政策の立案及び決定へのすべての市民の参画を促進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合においては、その委員の男女のいずれか一方が、委員総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(市民等への支援)

第19条 市は、市民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動の支援に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第20条 市は、男女共同参画社会に関する市民等の理解を深めるため、広報活動等を行うものとする。

(事業者への協力及び是正の依頼)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、市の出資する法人及び補助金、交付金、貸付金等の財政支援を行う事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進への取組みに関して報告を求め、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(農林水産業及び商工業の分野における環境の整備)

第22条 市は、本市の男女共同参画社会の形成の促進において、農林水産業及び商工業の分野の重要性を考慮し、国、県その他の関係機関と連携して、当該分野において基本理念が早急に実現できるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理等)

第23条 市は、この条例に規定する事項について、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等についての苦情の処理のために必要な措置及び性別等による差別的取扱いなどの男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合において、被害者の救済を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 都城市男女共同参画社会づくり審議会 (設置等)

第24条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要な事項を調査審議するため、都城市男女共同参画社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び改定等、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策その他の重要事項を調査審議し、市長に答申すること。

(2) 必要に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

3 前項各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則 (委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

## 資料6 都城市男女共同参画社会づくり条例施行規則

平成 18 年 9 月 22 日公布

規則第 315 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都城市男女共同参画社会づくり条例（平成 18 年条例第 342 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に定める用語の例による。

(女性総合相談室の設置)

第 3 条 条例第 23 条第 1 項に規定する相談に応じるために、女性総合相談室を設置する。

(組織)

第 4 条 条例第 24 条に規定する都城市男女共同参画社会づくり審議会（以下「審議会」という。）は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験のある者、市内の市民団体及び事業所等の代表者、公募の市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年度に委嘱する委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年 11 月 29 日規則第 331 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料7 都城市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成18年1月1日  
訓令第30号

(設置)

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策（以下「施策」という。）の円滑かつ効果的な推進を図るため、都城市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議に幹事会及び連絡会を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(2) 施策の関係部署間の総合調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画行政の推進に関すること。

2 幹事会は、施策について、検討及び調整を行うものとする。

3 連絡会は、施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 連絡会は、幹事会の各委員（市民生活部コミュニティ文化課長（以下「コミュニティ文化課長」という。）を除く。）がその所属する課の職員のうちから指名した者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長（総括担当）を、副会長は市民生活部長をもって充てる。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が認める場合であって、都城市行政組織規則（平成18年規則第10号）第19条に規定する庁議に付議する事項については、推進会議の開催を省略することができる。

(幹事会及び連絡会)

第6条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会の代表幹事をコミュニティ文化課長とし、幹事会の議長となる。

3 連絡会は、代表幹事が招集する。

4 連絡会のリーダーは、代表幹事が指名し、連絡会の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、推進会議、幹事会及び連絡会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及び連絡会の庶務は、市民生活部コミュニティ文化課において所掌する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び連絡会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第122号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日訓令第4号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第23号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第35号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の都城市男女共同参画行政推進会議設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月20日訓令第12号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第29号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月7日訓令第23号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第26号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日訓令第15号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年2月21日訓令第13号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第16号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

|                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 副市長（総括担当）、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、環境森林部長、福祉部長、健康部長、農政部長、ふるさと産業推進局長、商工観光部長、土木部長、山之口総合支所長、高城総合支所長、山田総合支所長、高崎総合支所長、会計管理者、上下水道局長、教育部長、消防局長 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 別表第2（第3条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合政策課長、秘書広報課長、国際化推進室長、総務課長、職員課長、危機管理課長、コミュニティ文化課長、市民課長、環境政策課長、福祉課長、こども課長、保育課長、保護課長、健康課長、介護保険課長、保険年金課長、農政課長、ふるさと産業推進局参事、商工政策課長、みやこんじょPR課長、都市計画課長、建築課長、山之口総合支所地域振興課長、高城総合支所地域振興課長、山田総合支所地域振興課長、高崎総合支所地域振興課長、会計課副課長、上下水道局総務課長、教育総務課長、学校教育課長、スポーツ振興課長、生涯学習課長、消防局総務課長 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 資料 8 都城市男女共同参画センター設置規則

平成 22 年 3 月 26 日

規則第 21 号

(設置)

第 1 条 都城市男女共同参画社会づくり条例(平成 18 年条例第 342 号)に規定する目的を推進するため、都城市役所内に都城市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する啓発活動に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関する各種広報に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

(開設時間等)

第 3 条 センターの開設時間は、次の各号に掲げる日を除いた午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長は必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 31 日まで

(職員)

第 4 条 センターに必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



資料9 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（概要版）

都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

（概要版）

## 1. アンケート調査の概要

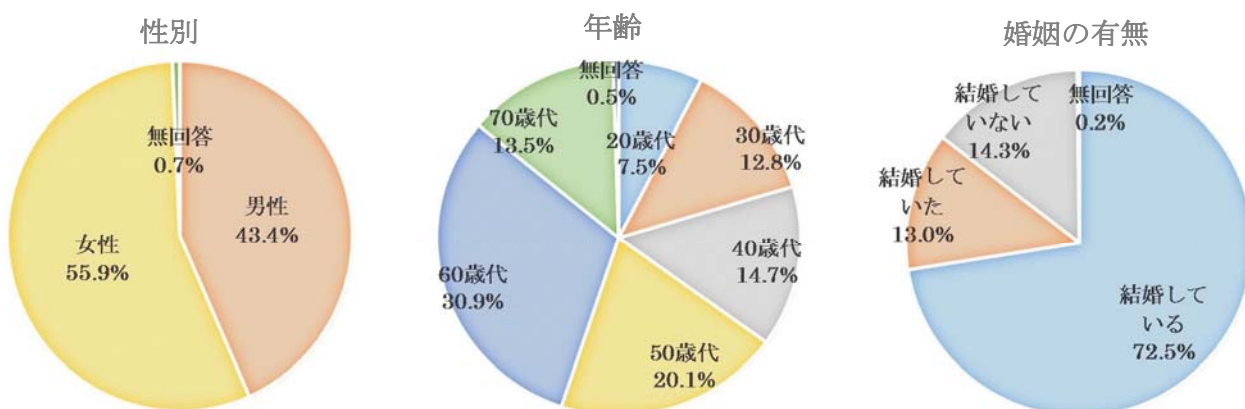
■調査の目的: 都城市における男女共同参画に関する意識と実態を調査し、把握することで、今後の男女共同参画に係る施策の、より一層の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

■調査の対象: 都城市在住の20歳以上の男女3,000人

■調査時期: 平成28年8月31日～9月30日

■有効回答数: 1,052人(回収率: 35.07%)

■回答者のプロフィール



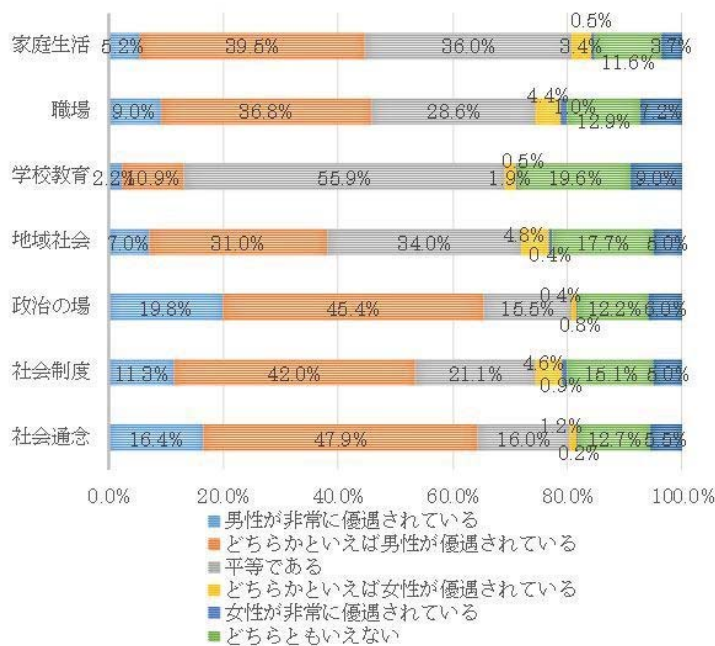
## 2. 男女平等に関する意識

☆各分野における男女平等意識は？

「家庭生活」等7分野において、「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が高くなっています。特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」においては、60%を越えています。

一方、最も男女の地位が平等であると感じているのは、「学校教育の場」であり、55.9%の人が平等感を持っています。

### 男女平等観



☆男女がもっと平等になるために重要なことは？

【女性】

「女性を取り巻く偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」(27.2%)ことや、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」(24.0%)の割合が高くなっています。

【男性】

「男性が家事、子育て、介護、地域活動に関する関心を高め、必要な知識・技術を習得する」(38.1%)や「男性の、家庭や地域活動と仕事との両立を支援する施設やサービスの充実を図る」(20.3%)の割合が高くなっています。



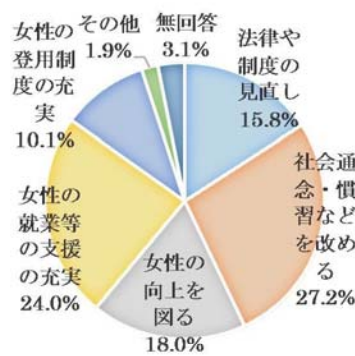
☆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方についてどう思いますか？

「賛成」、「どちらかといえば賛成」の割合は22.3%、「反対」、「どちらかといえば反対」の割合は、65.5%となっています。

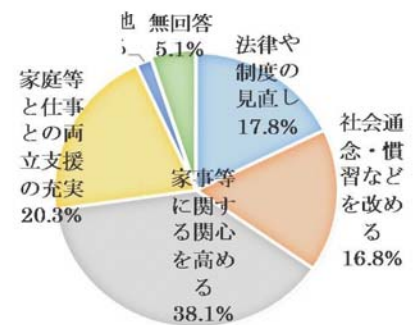
男女別の回答の内訳では、国、県の調査結果に比べて、男女共に、「反対」、「どちらかという」と反対」の割合が高くなっています。



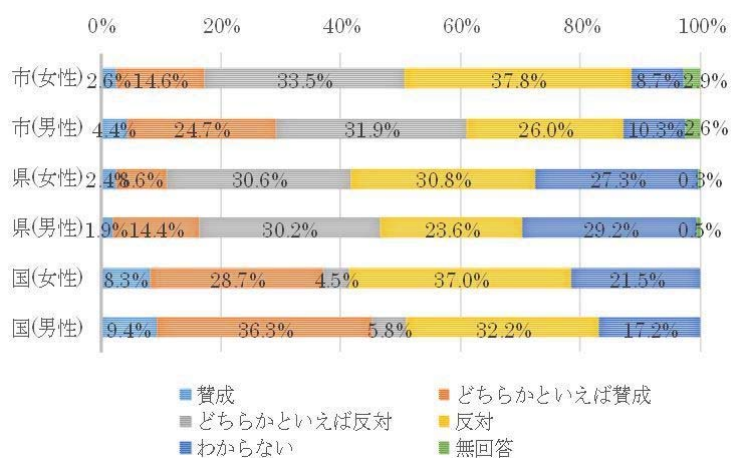
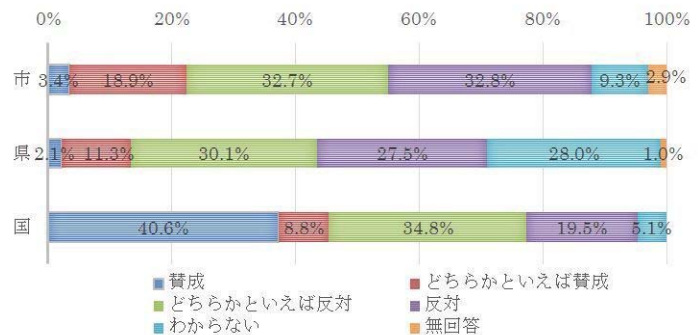
女性の場合



男性の場合



夫は仕事、妻は家庭という考え方



### 3. 結婚、家庭、離婚観

☆結婚についてどう思いますか？

「結婚は個人の自由であるから、結婚する、しないは個人の意思に任せればよい」という考え方については、男女とも「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた割合（男性 84.3%、女性 85.9%）が高く、男女間に大きな意識の違いは見られません。

☆家庭についてどう思いますか？

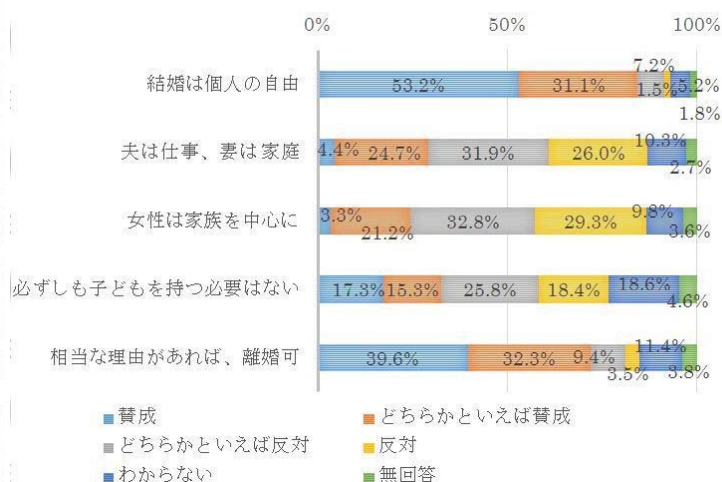
「女性は結婚したら自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい」という考え方についても、男女間に意識の違いはほとんどなく、「反対」、「どちらかといえば反対」の割合（男性 62.1%、女性 61.4%）が高くなっています。

「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」は女性が男性を 11.7 ポイント上回り、「反対」、「どちらかといえば反対」では、男性が女性を 16 ポイント上回っています。

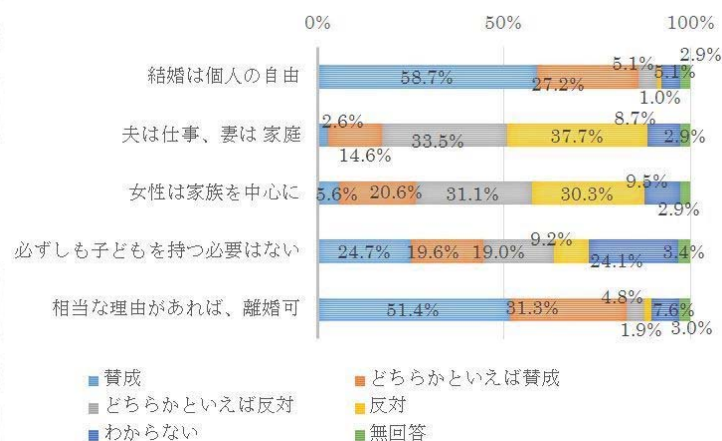
☆離婚についてどう思いますか？

「結婚生活の継続が難しい相当な理由があるときは、離婚してもよい」という考え方については、男女とも賛成の意見が多くなっています。

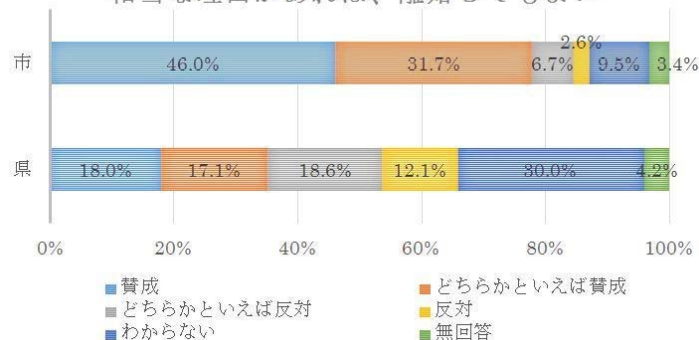
結婚、家庭、離婚観(男性)



結婚、家庭、離婚観(女性)



相当な理由があれば、離婚してもよい





## 4. 家庭内の役割分担の現状と理想

☆現状の家庭内における夫婦の役割分担は？

「夫婦ともに」役割を担っている割合が大きいのは、「家計を支える」(48.0%)、「育児・子どものしつけ」(42.3%)、「家庭内の問題の決定」(53.9%)です。

「妻のみ」、「主に妻」が役割を担っている割合が大きいのは、「清掃、洗濯などの家事」(73.5%)、「子どもの関わる活動」(44.3%)です。

「夫のみ」「主に夫」の割合が大きいものは、「家計を支える」(42.7%)です。



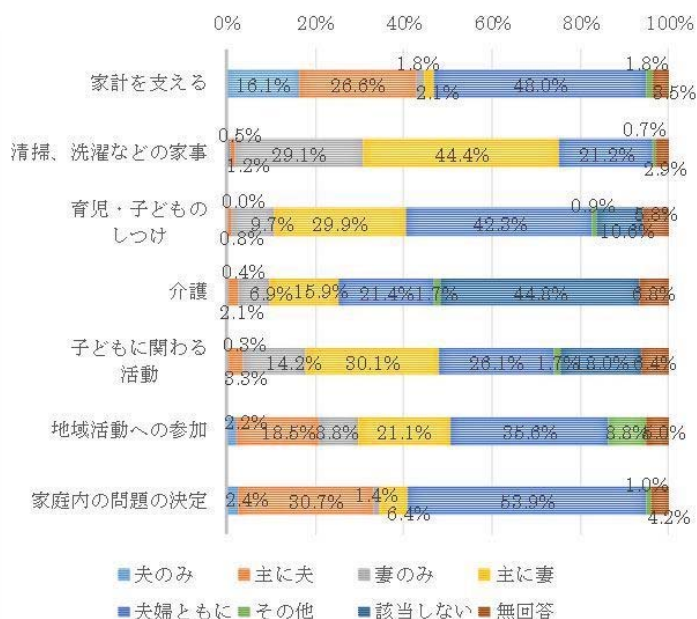
☆理想の家庭内における夫婦の役割分担は？

すべての項目で、「夫婦ともに担う」と答えた人が、64.8%~79.7%でした。

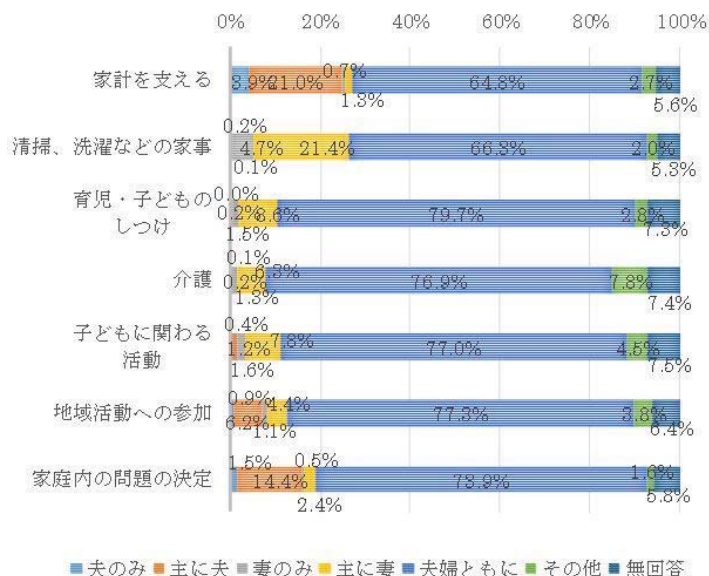
一方で、「夫のみ」、「主に夫」の割合が大きいのは、「家計を支える」(24.9%)、「家庭内の問題の決定」(15.9%)という回答があり、「清掃、洗濯などの家事」については、「妻のみ」、「主に妻」(26.1%)が担うことを理想とする意見がありました。



家庭における夫婦の役割分担(現状)



家庭における夫婦の役割分担(理想)



## 5. 就業に関する意識

### ☆就業の現状は？

就業についての質問については、男性の42.9%が「常勤の勤め」であるのに対し、女性では28.6%にとどまっています。

一方で「非常勤の勤め」の割合は、男性の14.2%に対し、女性では28.6%で、女性の「常勤の勤め」と同じ割合でした。



### ☆男女別、年代別就業率

男性の就業率は、30歳代をピークに40歳代・50歳代までが95%前後と高くなっています。

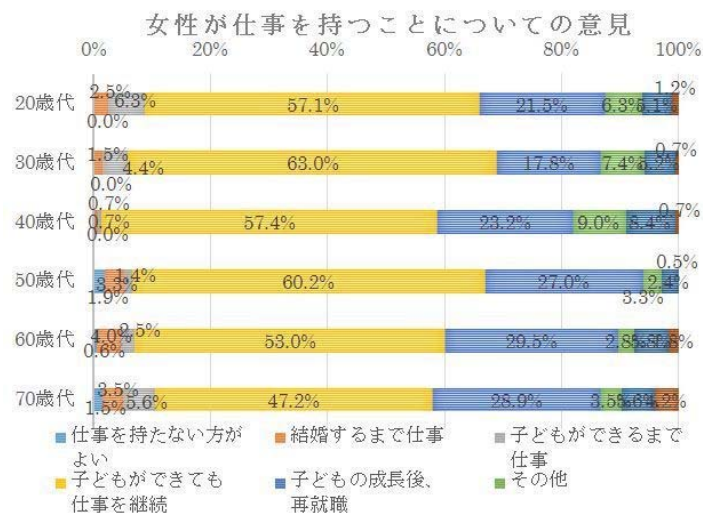
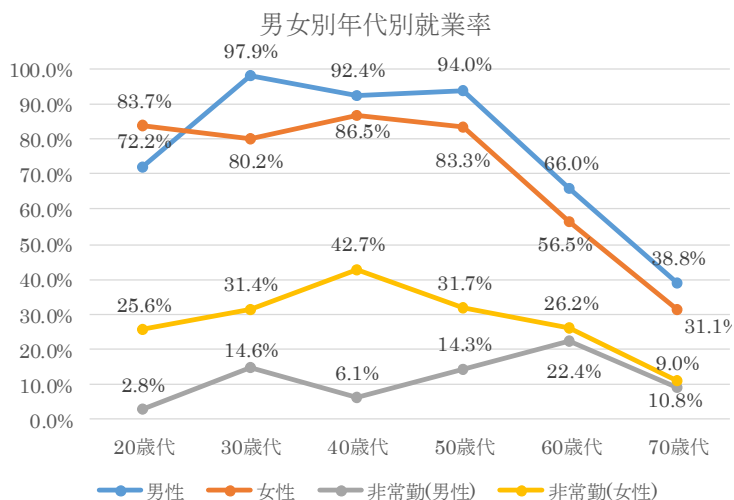
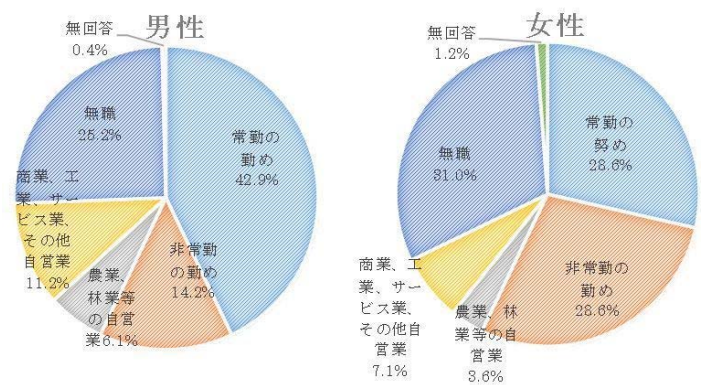
一方、女性でも、20歳代から50歳代までが、80%以上就業しています。女性の就業の形態では、「非常勤の勤め」の割合が、30歳代で31.4%、40歳代で42.7%、50歳代31.7%です。



### ☆女性が仕事をもつことについてどのように思いますか？

70歳代の方を除く、20歳代から60歳代の方までが、「子どもができて、育児制度等を利用しながら、ずっと仕事を続ける方がよい」という考え方が過半数を超えています。

「女性は仕事をもたない方がよい」という考え方については、20歳代の方から40歳代の方は0%であるのに対し、50歳代以上の年代の方が支持しています。



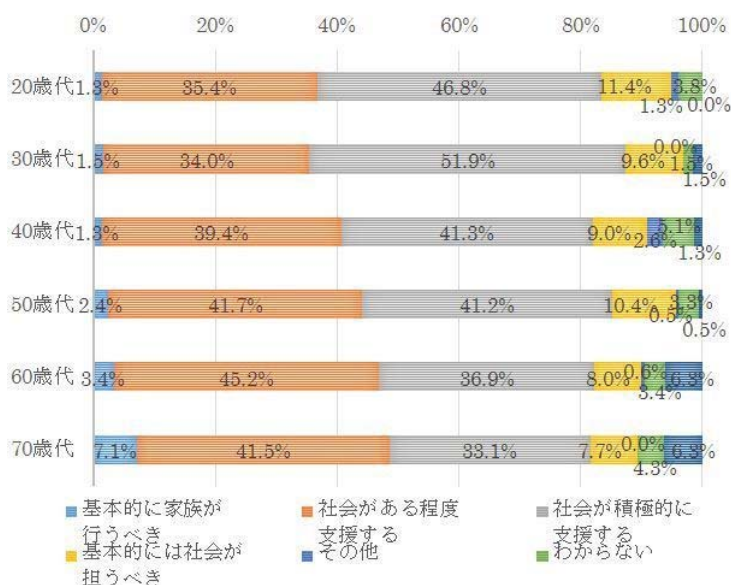
## 6. 育児・介護に対する社会支援

☆育児に関する社会支援について、どう思いますか？

全ての世代において、「基本的に家族が行うことであるが、社会がある程度支援する必要がある」、「家族だけでは過重な負担がかかるので、社会が積極的に支援する必要がある」の割合が、70%以上を占めています。

一方、「基本的に家族が行うことであり、社会が支援する必要はない」という考え方については、高年齢世代の割合が若年齢世代よりも高くなっています。

育児に対する社会支援(年代別)

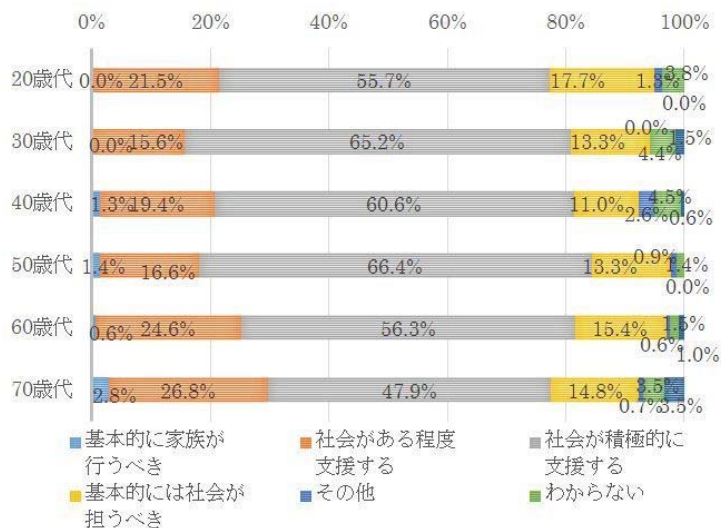


☆介護に関する社会の支援について、どう思いますか？

全年代で、「家族だけでは過重な負担がかかるので、社会が積極的に支援する必要がある」、「家族は可能な範囲で行い、基本的には社会が担うべきである」という割合が高く、積極的な社会支援のニーズが高いことを示しています。

一方、「基本的に家族が行うことであり、社会が支援する必要はない」の割合は、20歳代、30歳代は0%であるのに対し、40歳代以上の年代において支持する意見があります。

介護に対する社会支援(年代別)





## 7. セクシュアル・ハラスメント、DV

☆セクシュアル・ハラスメントの経験  
や見聞したことがありますか？

「経験がある」と答えた割合が、  
女性が 42.2%、男性が 21.1%です。  
内容については、「性的な冗談・か  
らかい」、「自分の容姿・年齢・結婚  
などについて話題にされた」等の経  
験があると回答しています。

※セクハラ：セクシャル・ハラスメン  
の略（性的いやがらせ）



☆男性の被害経験の内容は？

最も回答が多かったのが、「自分  
の容姿・年齢・結婚などについて話  
題にされた」（11.2%）、「性的な冗  
談・からかいを言われた」（4.8%）  
です。

見聞した経験が最も多いのは、  
「性的な冗談・からかいを言われ  
た」（24.1%）です。



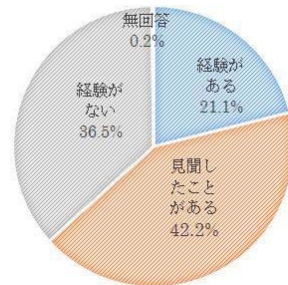
☆女性の被害経験の内容は？

男性同様、「自分の容姿・年齢・結  
婚などについて話題にされた」  
（20.1%）、「性的な冗談・からかい  
を言われた」、「宴会で異性からお酌  
やデュエットを強要された」  
（19.2%）です。

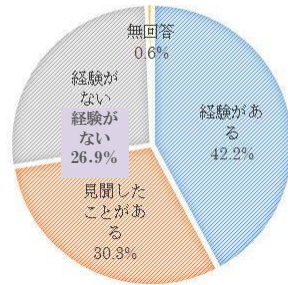
見聞した経験が最も多いのは、  
「ヌード写真を見せられた・不愉快  
な視線を送られた」（63.1%）です。



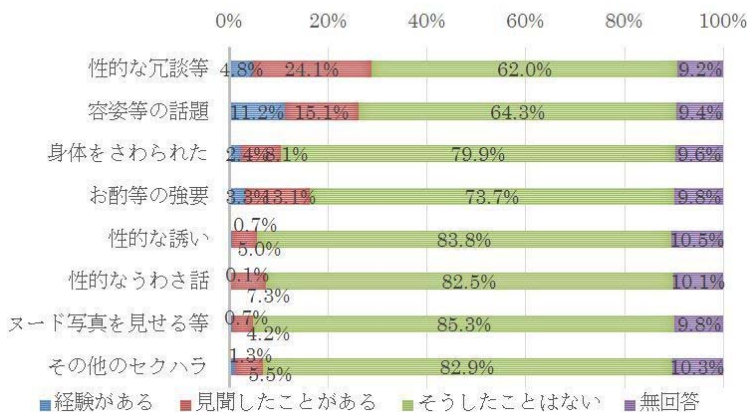
セクハラを経験(男性)



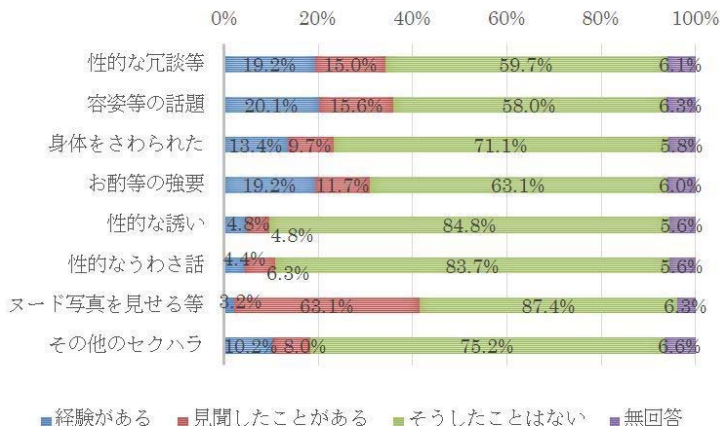
セクハラを経験(女性)



セクハラを受けた経験(男性)



セクハラを受けた経験(女性)





☆配偶者、恋人などからのDVの経験がありますか？

女性の21.4%、男性の7.0%が身体への暴力を受けた経験があると回答しています。

身体以外への暴力を含めると、男性で28.9%、女性で48.6%がDVの被害者であることがわかります。



☆男性のDV被害の内容、頻度について

「大声でどなられる」、「言葉で傷つけられる」について、「何度もあった」、「1、2度あった」の割合が高くなっています。

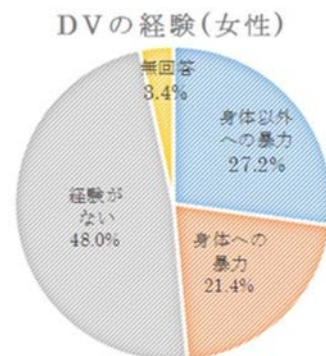
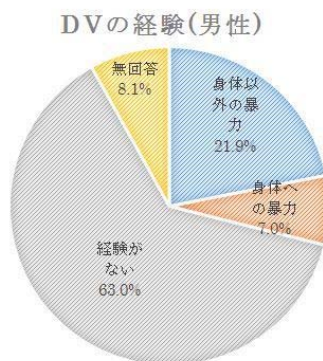
また、「命の危険を感じるくらいの暴力」を、「何度もあった」、「1、2度あった」と答えた被害者が1.5%いました。



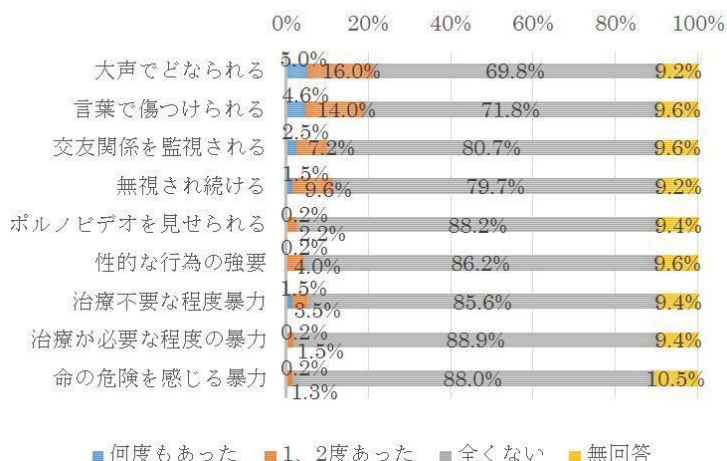
☆女性のDV被害の内容、頻度について

「大声でどなられる」、「言葉で傷つけられる」について、「何度もあった」、「1、2度あった」の割合が高くなっています。

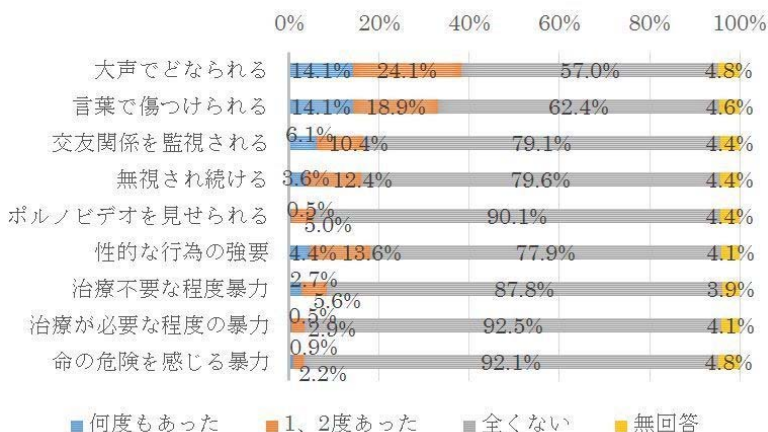
また、「命の危険を感じるくらいの暴力」を、「何度もあった」、「1、2度あった」と答えた被害者が3.1%いました。



DVを受けた経験(男性)

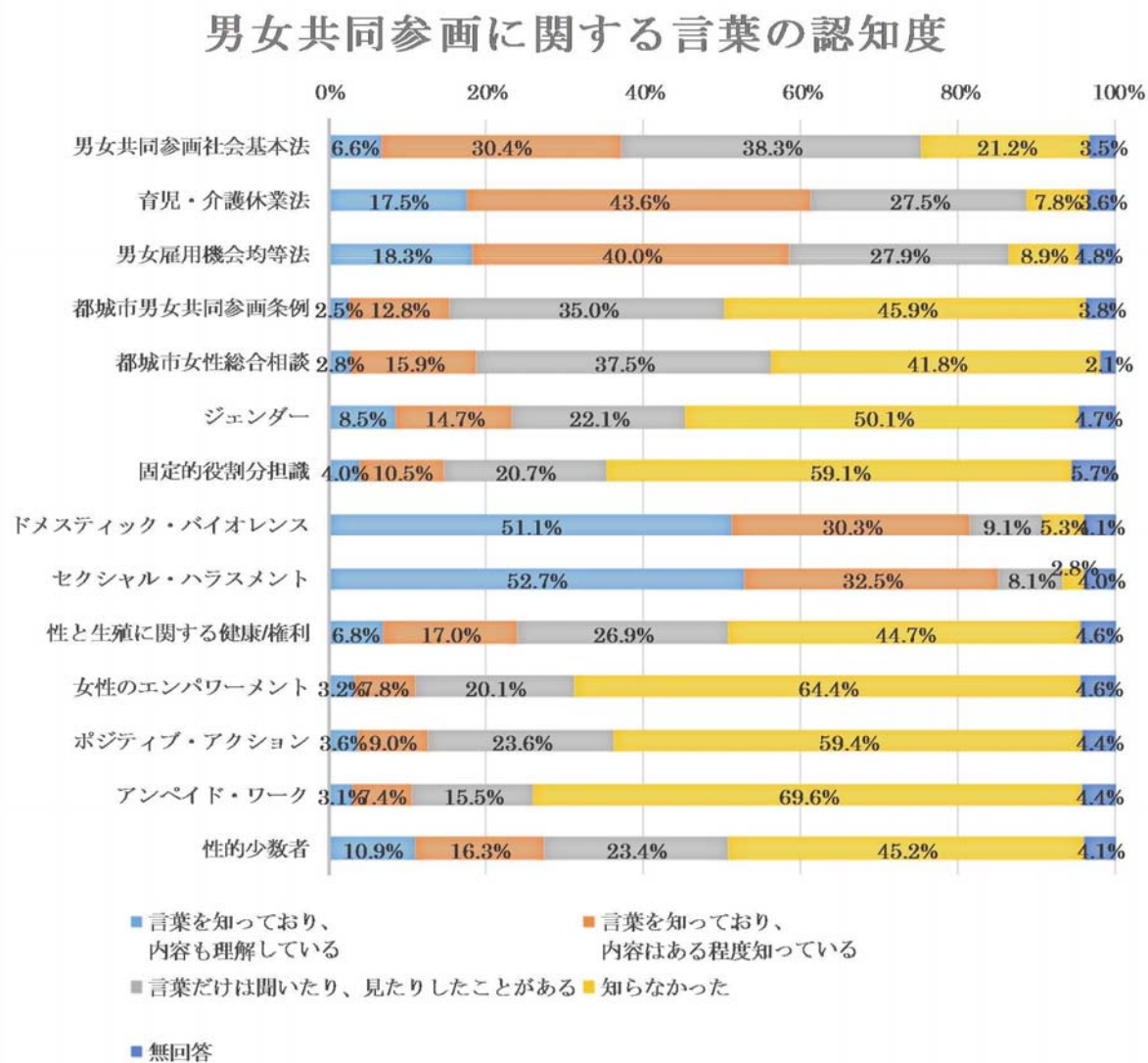


DVを受けた経験(女性)



## 8. 男女共同参画に関する言葉の認知度

☆男女共同参画に関する次の言葉を知っていますか？



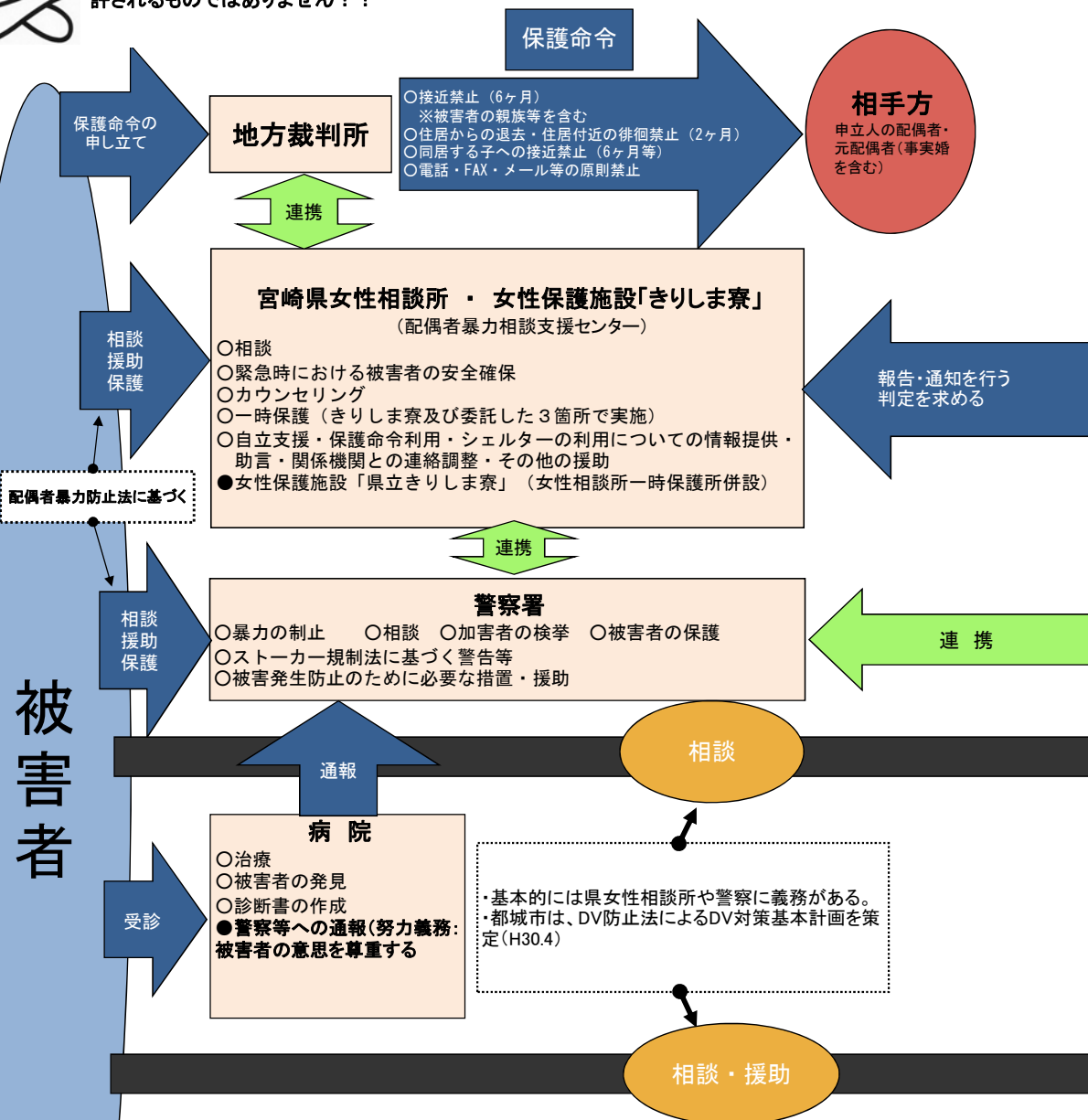
最も認知度が高いのは、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」で、「言葉も知っており、内容も理解している」、「言葉を知っており、内容はある程度知っている」人が、85.2%です。

一方、認知度が低いのは、「アンペイド・ワーク（無報酬労働、無償労働）」で、「言葉も知っており、内容も理解している」、「言葉を知っており、内容はある程度知っている」人が、10.5%です。

## DV防止法における



暴力は、その対象の性別や  
加害者、被害者の間柄を問わず  
許されるものではありません！！



### ※DV防止法の主な改正点

- 1 保護命令制度の拡充 (①生命・身体に対する脅迫を受けた場合も保護命令の申立が可能 ②面会の要求や緊急な場合を除き、電話・FAX・メールを禁止する ③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となる)
  - 2 市町村計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能を市町村が果たすことが努力義務とされた
- 被害者の緊急時における安全確保が、支援センターの業務として明記された

注：□□□ は、国の法律及び要綱等に基づく行為

# 支援体制（要保護者の支援）



連絡体制の確立  
(ケース会議等)

## 都城市女性総合相談 (市男女共同参画センター)

### ■女性相談員の役割

- ・心やからだの悩み
- ・生き方や人間関係
- ・夫婦、家族についての悩み
- ・性にかかわる人権侵害関係
- ・男女共同参画社会づくり全般

### ■婦人相談員の役割

- ・本来は福祉事務所に配置すべきであるが、相談事務の効率、統一性から、男女共同参画センターに配置する。但し、国の要綱により、福祉事務所長の指揮監督下にあることが原則で、要保護女性を発見したときは、福祉事務所長に報告を行う。名称は、「女性相談員」とする。

婦人相談員（売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づくもので市は配置することが出来る）  
・要保護女子の早期発見による「相談」「調査」「判定」「指導」を職務とする。

連携

連携

所長から指示

連携

### 民間団体等

- ・民生委員
- ・支援団体
- ・ハートスペースM  
(県から一時保護受託)
- ・その他

### 家庭裁判所

- ・離婚調停受理等

### 日本司法支援センター「法テラス」

- ・裁判費用の立替等

### 日本年金機構

### 社会福祉協議会

### 地域包括支援センター

### 市民課 ・ 保険年金課 ・ 介護保険課

- ・住民異動・住民票閲覧・交付制限
- ・外国人登録関係
- ・国民健康保険証の交付
- ・介護予防・日常生活支援
- ・要介護認定・給付

### 建築課

- ・市営住宅の確保・優先受け入れ

### 教育委員会

- ・小・中学校転校手続き
- ・教育相談
- ・その他

連携

## 都城市福祉事務所

### 1 婦人保護事業実施要領における福祉事務所の業務内容

- ①要保護女子等を把握した場合は、婦人相談員に指導させ、又は婦人相談所・婦人相談員（現在は県に設置）に通知する等の必要な措置を講ずる。
- ②県、婦人相談所・婦人相談員に積極的に協力する。
- ③暴力被害女性の自立を支援するため、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めにより、必要な措置を講ずる。

### 2 福祉事務所内各課の主な業務

#### ■所長

■こども課：①母子福祉・母子保健関係業務 ②児童虐待防止対応 ③婦人相談員

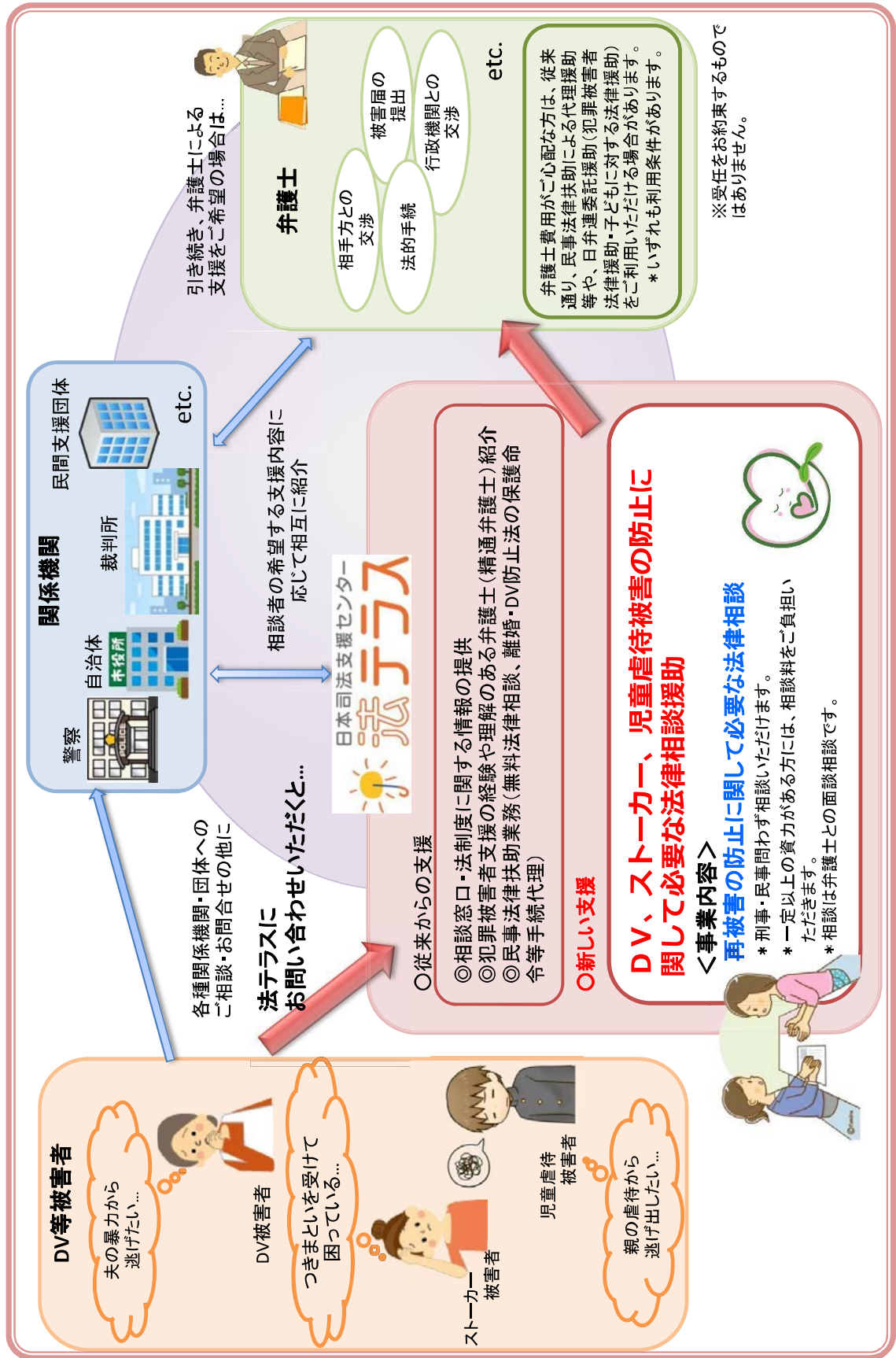
■保護課：①生活保護の適用手続き ②就労斡旋 ③その他

■福祉課：①障害者介護相談 ②民生児童委員関連 ③精神保健 ④高齢者事案の対応

■保育課：①保育園 ②その他



# DV等被害者法律相談援助事業のイメージ



資料 1 1 第2次都城市男女共同参画計画（改定版）実績報告

## 第2次都城市男女共同参画計画(改定版)実績報告

平成26年3月に改訂した第2次都城市男女共同参画計画（以下「第2次計画」という。）の取組の平成26年度から平成28年度までの実績に対する評価です。

各担当課（平成29年4月1日現在）の評価と都城市男女共同参画社会づくり審議会の評価を示しています。

各欄には、第2次計画策定時の目標達成のための施策と第2次計画期間中の評価を示しています。具体的には、次のとおりです。

### 具体的施策

第2次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」を実現するための具体的施策です。

### 取組の状況

平成26年度から平成28年度までの各担当課の具体的施策の取組状況です。

### 進捗状況

各担当課の取組状況に対する自己評価です。評点の内容は、以下のとおり。

【評点】 5：大いに推進された    4：やや推進された    3：どちらともいえない  
2：やや後退した    1：大いに後退した

### 評価項目

第2次計画の「基本目標」、「重点課題」及び「施策の方向」の達成状況の評価するための指標となる項目です。

### 平成28年度実績

評価項目に対する各担当課の取組の実績です。

### 基準値

第2次計画策定時（平成24年度）の実績値です。

### 目標値

第2次計画最終年度（平成29年度）の目標値です。

### 審議会委員評価

都城市男女共同参画社会づくり審議会の重点課題についての評価です。

評点の内容は、進捗状況と同じ。

### 審議会の意見

全体的に、各課の取組状況は評価できるものの、市民レベルでは、男女共同参画という範疇では浸透していないのが現状である。取組実績がすぐに結果に繋がらないため、評価するのに苦慮した。第3次男女共同参画計画の取組のステップとして参考にしていただきたい。



## I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

### 1 すべての人の人権の尊重

#### (1) 性別等にかかわる差別の排除

| 審議会委員評価                                                                                                 |                |                                                                                                                                                                                       |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 「男のくせに」、「女のくせに」、「男らしく」「女らしく」などの言葉は、未だに普通に耳にする。保護者への啓発の手段として、参観日を利用した人権啓発授業が実施できないだろうか。                  |                |                                                                                                                                                                                       | 4    |
| 具体的施策                                                                                                   | 担当課名           | 取組の状況                                                                                                                                                                                 | 進捗状況 |
| ◆広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じ、人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。                                           | 秘書広報課          | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報を提供<br>・シティFMの市政情報発信で告知を行った。<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載                                                                                                                | 5    |
| ◆「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。                                            | 学校教育課<br>生涯学習課 | ・人権啓発講演会を実施 7月・12月 2回/年<br>参加人数 延べ 1,645名(H26年度～H28年度)<br>・人権映画祭を開催 対象:子ども 宮崎県人権啓発推進協議会共催<br>・人権啓発標語の募集を行った。<br>対象:小・中学生・一般 延べ 15,778作品(H26年度～H28年度)<br>・懸垂幕設置・市職員の啓発用ワッペンを着用を実施(12月) | 5    |
| ◆学校や家庭において児童生徒と保護者が人権について話し合うための啓発資料を作成・配付し、人権尊重の精神の醸成を図ります。                                            | 学校教育課          | ・「学級活動」にて人権教育を実施した。                                                                                                                                                                   | 3    |
| ◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。また、関係機関と連携し、差別を防止・対処するための体制の構築を進めていきます。 | コミュニティ文化課      | ・女性総合相談窓口として相談しやすい環境に配慮した。<br>・庁内関係課、都城警察署、県、社会福祉協議会等との連携を図った。<br>・県女性相談所、NPO団体との連携を図った。                                                                                              | 4    |
| ◆人権問題に関する市職員の認識を深めるため、職員研修を実施します。                                                                       | 職員課            | ・新規採用職員研修での人権研修を実施した。                                                                                                                                                                 | 5    |

| 評価項目                        | 平成28年度実績                             | 基準値・目標値     |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 社会全体における男女が平等になっていると感じる人の割合 | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施「平等である」29.6% | 17.1%→30.0% |

### 2 男女共同参画社会づくりの広報・啓発の推進

#### (2) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の展開

| 審議会委員評価                                                                          |           |                                                                             |      |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 出前講座、人権教育講演会などの啓発は行われているが、男女共同参画についての講演会などはなく残念である。                              |           |                                                                             | 3    |
| 具体的施策                                                                            | 担当課名      | 取組の状況                                                                       | 進捗状況 |
| ◆男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。                                 | コミュニティ文化課 | ・学校等への講座を実施した。「性的マイノリティ」「デートDV」                                             | 4    |
| ◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、男女平等の問題に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。                  | コミュニティ文化課 | ・人権教育講演会(生涯学習課との共催)を実施した。 7月/毎年                                             | 4    |
| ◆広報紙、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。                            | 秘書広報課     | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報の提供を実施<br>・シティFMの市政情報発信で告知を行った。<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載   | 5    |
| ◆男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しを図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。                           | コミュニティ文化課 | ・職員・相談員の研修の充実を図った。<br>・相談者の主訴を傾聴した。<br>・相談者の心情に配慮した。                        | 4    |
| ◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。 | コミュニティ文化課 | ・新聞・メディア等情報のスクラップを行い、情報収集と担当内の情報共有を図った。<br>・相談員の研修を実施し、研修先での関係機関との情報共有に努めた。 | 3    |

| 評価項目                | 平成28年度実績                                                            | 基準値・目標値   |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------|
| 男女共同参画に関する講演会、講座の回数 | 人権教育講演会(生涯学習課との共催)を実施した。 7月/毎年 講座 6回実施                              | 2回/年→3回/年 |
| 男女共同参画に関するアンケートの実施  | 都城市市民意識調査(ふれあいアンケート)を実施 1回/年 1項目<br>平成28年度 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施 | 1回/年→1回/年 |

| 審議会委員評価                                                                                       |       |                                                                                                    |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (3) すべての人の人権を尊重した表現の推進                                                                        |       | 市は、すべての人の人権に配慮した表現の推進に努めてはいるが、市民の中には、「発達障害」等の言葉について、悪意はなく、その意味を理解しないまま発している様子が目立つ、今後、啓発の必要性が感じられる。 | 3    |
| 具体的施策                                                                                         | 担当課名  | 取組の状況                                                                                              | 進捗状況 |
| ◆市が発行する広報紙や印刷物について、性別や障がいなどに基づく固定観念にとらわれず、すべての人の人権を尊重した表現となるように配慮します。                         | 全部局   | 各課が色使いや言葉遣いに配慮し、人権を尊重した表現の推進に努めた。                                                                  | 4    |
| ◆学校における情報教育を通して、様々なメディアからの情報を正しく理解する能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。 | 学校教育課 | ・メディア・リテラシーの向上・育成のための情報教育を実施<br>対象 全小・中学生<br>H26年度 14,197名 H27年度 14,184名 H28年度 14,130名             | 4    |

### 3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

| 審議会委員評価                                                                                        |                   |                                                                                                                |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (4) 男性に対する広報・啓発活動の推進                                                                           |                   | 男女共同参画は、女性ばかりが注目されるが、男性も同等に扱われるべきである。人権教育講演会などの実施日は、男性が出席できる日程の調整が望ましい。                                        | 3    |
| 具体的施策                                                                                          | 担当課名              | 取組の状況                                                                                                          | 進捗状況 |
| ◆男性に対し、固定的性別に基づく役割分担意識を解消するための広報・啓発を推進します。                                                     | コミュニティ文化課         | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施<br>・H28年度 市内中学校への講座を実施<br>生徒対象講座 男女の割合 男性 53% 女性47%                                       | 4    |
| ◆男女共同参画の意義について男性自身が理解を深めることができるよう、男性を対象とした広報・啓発活動を推進します。                                       | コミュニティ文化課         | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施<br>・人権教育講演会 男性の参加者数 H27年度1名、H28年度2名参加<br>・H28年度 市内中学校への講座を実施<br>生徒対象講座 男女の割合 男性 53% 女性47% | 4    |
| ◆男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。                                             | コミュニティ文化課         | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施<br>・市民意識調査(ふれあいアンケート)での男女共同参画意識調査を実施<br>・H28年度男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施                    | 4    |
| ◆ボランティアやNPO活動、まちづくり協議会等の活動を通じて、地域活性化のために、男女の積極的な参画を促進します。                                      | コミュニティ文化課<br>総合支所 | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施                                                                                           | 3    |
| ◆家庭教育支援のための講座に男性の参加を呼びかけます。                                                                    | 生涯学習課             | ・子育て関連団体、小・中学校の家庭教育学級への参加を募集した。<br>・市広報、市ホームページでの募集を実施<br>・人権教育講演会 男性の参加者数 H27年度1名、H28年度2名参加                   | 3    |
| ◆家庭での子どもとのふれあいの時間を増やすために、毎月第3日曜日を「家庭の日」として、5つの共感活動(共遊・共食・共話・共汗・共働)を提唱し、家族の絆を大切にする運動を積極的に推進します。 | 生涯学習課             | ・5つの共感活動を推進するために、関係機関との連携により「家庭の日」の来館者割引制度を推進した。<br>・公施設に「家庭の日」のパンフレットを設置した。                                   | 3    |

| 評価項目                   | 平成28年度実績                                 | 基準値・目標値  |
|------------------------|------------------------------------------|----------|
| 男女共同参画に関連する講座の男性受講者の割合 | 人権教育講演会 男性受講者数 2名<br>中学生対象講座 男子生徒の割合 53% | 0%→30.0% |

| 審議会委員評価                                                                                                        |       |                                                                                                      |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (5) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進                                                                                       |       | 「弁当の日」、「家庭の日」の推進が、男女共同参画の理解に繋がっていると現時点では思えない。啓発が、すぐに結果に繋がらないため、評価が難しい。                               | 3    |
| 具体的施策                                                                                                          | 担当課名  | 取組の状況                                                                                                | 進捗状況 |
| ◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。 | 学校教育課 | ・総合的教育を実施<br>全中学校にて職場体験を実施<br>全小学校にて「弁当の日」を実施し、家庭での料理に対する固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、料理の技術を身につけることを推進した。 | 4    |
| ◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。                                               | 学校教育課 | ・5つの共感活動(共遊・共食・共話・共汗・共働)を推進することにより、男女共同参画の意識づけを図った。<br>「家庭の日」を推進<br>週1回の部活動休みを推進                     | 4    |

|                                                                                   |                    |                                                                                  |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---|
| ◆心身ともに健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、関係機関等との連携体制の整備を図りながら性に関する教育を推進します。                     | こども課<br>学校教育課      | ・H28年度 保健師による中郷中学校での講座を実施<br>・助産師による講座の広報を実施                                     | 3 |
| ◆児童・生徒の人権感覚を育む人権尊重に関する正しい知識や望ましい価値観、さらに、よりよい人間関係を育てるための技能の育成を推進します。               | 学校教育課              | ・地区別学校人権教育研究会 都北地区人権研修会を実施<br>参加者数 H26年度 312名 H27年度 457名 H28年度 468名              | 4 |
| ◆道徳教育において、男女間も同性間と同様に互いの人格の尊重を基盤にしながら、異性に対して正しい理解と友情を育み、男女仲よく協力し合う態度を育てる教育を推進します。 | 学校教育課              | ・道徳教育「友情・信頼」の学習を実施した。<br>・委員会活動・運動会等の行事を通して人権教育を実施した。                            | 4 |
| ◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を推進します。                          | 秘書広報課<br>コミュニティ文化課 | ・講座実施 中学生対象<br>H26年度「デートDV」3件<br>H27年度「デートDV」1件<br>H28年度「性的マイノリティと人権」3件「デートDV」2件 | 4 |

|                          |                                                                                                              |  |   |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|
| (6) あらゆる分野における教育・学習機会の充実 | 審議会委員評価                                                                                                      |  |   |
|                          | 様々な学習の機会があり、人権問題への教育は進んでいるが、子ども食堂＝貧困のイメージが定着し、新たな差別が生まれることを危惧している。学習機会はあるが、男女共同参画センター（建物）がないため、周知が徹底できないと思う。 |  | 4 |

| 具体的施策                                                                                                                       | 担当課名               | 取組の状況                                                                                                                                                                                                                                         | 進捗状況 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ◆すべての人が自らが自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図ります。                                                       | 学校教育課<br>コミュニティ文化課 | ・「法識字」を推進した。<br>・全小・中学校54校 社会科の学習にて人権教育を実施                                                                                                                                                                                                    | 3    |
| ◆出前講座を開催するなど、市民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を充実します。                                                                              | コミュニティ文化課          | ・講座実施<br>H26年度「デートDV」3件「男女共同参画社会の実現に向けて」3件<br>H27年度「男女共同参画社会の実現に向けて」1件「デートDV」1件<br>H28年度「性的マイノリティと人権」4件「デートDV」2件                                                                                                                              | 4    |
| ◆男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。                                                                                       | コミュニティ文化課          | ・講座実施<br>H26年度「デートDV」3件「男女共同参画社会の実現に向けて」3件<br>H27年度「男女共同参画社会の実現に向けて」1件「デートDV」1件<br>H28年度「性的マイノリティと人権」4件「デートDV」2件                                                                                                                              | 4    |
| ◆「男女共同参画週間」、「人権週間」等、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。                                                     | コミュニティ文化課          | ・人権教育講演会（生涯学習課との共催）を実施 7月/毎年                                                                                                                                                                                                                  | 3    |
| ◆日本国憲法及び教育基本法にのっとり、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に向け、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、NPO等民間団体と協働し、男女平等など人権問題に関する広報活動を通して学習の機会を提供します。 | 生涯学習課<br>学校教育課     | ・講座一覧表・パンフレットを公共施設に設置<br>・ハロー市役所元氣講座を実施 対象:家庭教育学級、高齢者学級<br>・ハロー元氣講座を実施 対象 家庭教育学級、高齢者学級<br>・人権に関するDVD・ビデオの無料貸出を実施<br>貸出件数 H26年度 9件 H27年度 16件 H28年度 20件<br>・教職員への人権教育を実施<br>・地区別学校人権教育研究会 都北地区人権研修会を実施<br>参加者数 H26年度 312名 H27年度 457名 H28年度 468名 | 5    |

## 4 社会における制度・慣行の見直し

|                            |                                                                        |  |   |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|---|
| (7) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し | 審議会委員評価                                                                |  |   |
|                            | 広報紙等での広報・啓発だけでなく、男女共同参画について、高齢者への啓発の必要性を感じる。特に、管理職の立場にある人への教育が必要だと感じる。 |  | 3 |

| 具体的施策                                                                | 担当課名      | 取組の状況                                                       | 進捗状況 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------|------|
| ◆地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、必要に応じて見直されるように広報・啓発に取り組みます。                 | コミュニティ文化課 | ・男女共同参画に関する特集記事の掲載(6月、11月)<br>・「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発を実施(11月) | 3    |
| ◆家庭、職場などでの男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるように広報・啓発に取り組みます。 | コミュニティ文化課 | ・男女共同参画に関する特集記事の掲載(6月、11月)<br>・「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発を実施(11月) | 3    |
| ◆男女共同参画の理解促進を図るために、対象やテーマ、時代に応じた、広報・啓発に取り組みます。                       | コミュニティ文化課 | ・男女共同参画に関する特集記事の掲載(6月、11月)<br>・「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発を実施(11月) | 4    |

|                                                                                           |           |                                                                                                                                                    |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| ◆男女共同参画に関する法令や市の計画について理解を広げるための広報・啓発を推進します。                                               | コミュニティ文化課 | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施                                                                                                                               | 3 |
| ◆男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しを図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。                                    | コミュニティ文化課 | ・弁護士・臨床心理士による専門相談を実施<br>法律相談 毎月第4火曜日 こころの相談 毎月第3火曜日<br>・相談員の研修を実施<br>九州地区女性センター相談員研修<br>男女共同参画関連施設相談員研修<br>県内相談員研修会 支援者のための基礎講座<br>九州各県婦人保護事業関係者会議 | 4 |
| ◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すとともに、そのための教材・資料の研究・作成等を進めます。 | 学校教育課     | ・女性教職員の管理職登用の推進を図った。<br>・市内小・中学校 女性の校長の人数<br>H26年度 1名 H27年度 7名 H28年度 5名                                                                            | 4 |

| 評価項目                   | 平成28年度実績                       | 基準値・目標値     |
|------------------------|--------------------------------|-------------|
| 固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合 | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査の実施 65.5% | 50.4%→60.0% |

## Ⅱ 男女が多様な分野で活動に参画できる環境の整備

### 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 審議会委員評価                                                                                    |                                                        |                                                                                                                                                             |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (8) 市の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大                                                                  | 市の女性管理職への登用は、進んでいる印象がある。審議会等における女性の割合については、啓発の必要性を感じる。 |                                                                                                                                                             | 4    |
| 具体的施策                                                                                      | 担当課名                                                   | 取組の状況                                                                                                                                                       | 進捗状況 |
| ◆市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。                                     | 全部局                                                    | ・市の審議会等委員の女性の割合<br>H26年度 23.6% H27年度 22.1% H28年度 23.3%                                                                                                      | 3    |
| ◆女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。 | 職員課                                                    | ・自治大学校へ女性職員を派遣<br>1部2部特別過程 H28年度 2名<br>・女性職員能力向上研修へ派遣<br>H26年度 3名 H27年度 1名 H28年度 4名                                                                         | 5    |
| ◆市管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。     | 職員課                                                    | ・女性管理職の割合<br>H26年度 9.5% H27年度 8.9% H28年度 9.9%<br>・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定(H27年度)                                                                        | 5    |
| ◆女性リーダーの養成や女性活動団体の連携のための各種学習機会を充実し、指導的な役割を果たす新たな人材の育成を図ります。                                | コミュニティ文化課                                              | ・女性リーダー養成講座等の周知を図った。<br>パンフレットを各公共施設、関連施設への配布・掲示                                                                                                            | 3    |
| ◆企業や地域など、様々な分野で活躍する人材の発掘に取り組むとともに、女性リーダーの資質を有する人材の把握に努め、積極的な活用を図ります。                       | コミュニティ文化課                                              | ・女性リーダー養成講座等の周知を図った。<br>パンフレットを各公共施設、関連施設への配布・掲示                                                                                                            | 3    |
| ◆市の環境部門に係る審議会の構成委員の女性委員比率を40%にします。                                                         | 環境政策課                                                  | ・環境保全審議会<br>女性委員の割合 H26年度 10% H27年度 10% H28年度 10%<br>・環境基本計画推進委員会<br>女性委員の割合 H26年度 22.2% H27年度 22.2% H28年度 22.2%<br>・生物多様性保全対策検討会<br>女性委員の割合 H26年度～H28年度 0% | 3    |

| 評価項目            | 平成28年度実績 | 基準値・目標値     |
|-----------------|----------|-------------|
| 市の審議会等における女性の割合 | 23.30%   | 20.6%→40.0% |

|                                                                          |           | 審議会委員評価                                                                                                                                                   |      |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (9) 事業者等の方針決定過程への女性の参画拡大                                                 |           | 事業所、地域活動においての女性の登用は未だ低い。一方で起業する女性が増えている。事業主、経営者の立場にある人へのさらなる啓発・研修が必要である。                                                                                  | 3    |
| 具体的施策                                                                    | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                                                     | 進捗状況 |
| ◆商工団体を通じて、会員企業等に対する女性登用の啓発及び女性経営者の育成を支援します。                              | 商工政策課     | ・総会等で女性登用の啓発を実施                                                                                                                                           | 4    |
| ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発に努めます。                      | 商工政策課     | ・ハローワーク都城と連携して啓発を実施<br>・就職説明会での啓発を実施<br>参加企業 /113社(うちポジティブアクション取組企業 4社(市外含))<br>・ポジティブ・アクション取組企業に「きらら」(シンボルマーク)を表示<br>・ポジティブ・アクション新規取組企業数(H26年度～H28年度) 2社 | 4    |
| ◆自治公民館等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、必要な情報の提供を行います。     | コミュニティ文化課 | ・自治公民館(303館)及び地域館(11館)の女性の館長数<br>H26年度 4人 H27年度 5人 H28年度 5人                                                                                               | 3    |
| ◆農林水産業の事業経営における政策・方針決定過程等への女性参画を拡大し、女性の意思がより反映されるような経営体制の構築に向けた取組を推進します。 | 農政課       | ・人・農地プラン審査検討委員会<br>女性委員の割合 H26年度 38% H27年度 38% H28年度 31.8%                                                                                                | 2    |

## 6 男女の仕事と家庭生活との調和

|                                                                                            |             | 審議会委員評価                                                                                                                                                                                                                                                            |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (10) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援                                                                  |             | 働くために子どもを預ける場所が必要であり、特に病気の子どもを預ける施設の増設が求められている。その際、子どもにとってもよりよい環境としてほしい。また、親としての責任・意識改革の研修が必要ではないかと思う。                                                                                                                                                             | 3    |
| 具体的施策                                                                                      | 担当課名        | 取組の状況                                                                                                                                                                                                                                                              | 進捗状況 |
| ◆休日保育、一時預かり、延長保育、病児・病後時保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。                                            | 保育課         | ・延長保育利用者数(法人)<br>H26年度 H27年度 37,801人 H28年度 36,089人<br>・休日保育を実施(一部の保育園)<br>・一時預かり(法人・保育所)利用者数<br>H26年度 2,964人 H27年度 96,204人 H28年度 154,905人<br>・病後時保育事業(吉井病院園・さつき保育園)利用者数<br>H26年度 196人 H27年度 175人 H28年度 190人<br>・障がい児保育(法人・公立)利用者数<br>H26年度 42人 H27年度 48人 H28年度 26人 | 3    |
| ◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブ事業や児童館管理運営事業等の子育て支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。 | 保育課<br>こども課 | ・放課後児童クラブ設置数 直営12箇所 委託46箇所<br>登録児童数 H27年度 1,589人 H28年度 1,759人<br>・児童館及び児童センターの管理数 14箇所(1箇所 休止中)<br>・市ホームページに「児童館だより」の掲載<br>・児童館利用者数<br>H26年度 65,624人 H27年度 71,714人 H28年度 80,580人                                                                                   | 4    |
| ◆市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センターを広く周知させ、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。                            | 保育課         | ・ファミリー・サポート・センター利用件数<br>H26年度 1,517件 H27年度 1,838件 H28年度 3,071件                                                                                                                                                                                                     | 3    |
| ◆子育て中の保護者に対する学習機会の提供や家庭教育を支援する人材育成のための講座を実施します。                                            | 生涯学習課       | ・家庭教育支援講座を実施<br>対象者:一般<br>前期講座(6回/年)後期講座(奇数年度)                                                                                                                                                                                                                     | 3    |

| 評価項目                | 平成28年度実績        | 基準値・目標値       |
|---------------------|-----------------|---------------|
| 放課後児童クラブ設置箇所        | 直営 12箇所 委託 46箇所 | 38箇所→50箇所     |
| 放課後児童クラブ利用人数        | 1,759人          | 1,310人→2,000人 |
| ファミリー・サポート・センター利用件数 | 3,071件          | 922件→2,000件   |

|                                                                                                       |           | 審議会委員評価                                                                                                                                                           |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (11) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し                                                                               |           | 企業訪問時に、男女共同参画についての啓発だけではなく、仕事と家庭の両立を支援する先進企業としての会社のイメージについても啓発を推進する必要がある。                                                                                         | 3    |
| 具体的施策                                                                                                 | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                                                             | 進捗状況 |
| ◆少子・高齢化、核家族化等が進展する中で、労働者が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにするため、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を進めます。 | コミュニティ文化課 | ・市広報紙や市ホームページでの情報を提供                                                                                                                                              | 3    |
| ◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。                             | 商工政策課     | ・企業訪問時に啓発活動を実施<br>・仕事と家庭の両立応援宣言企業<br>都城地区(都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町)<br>企業件数(うち都城市件数)<br>H26年度 16(13)社 H27年度 14(14)社 H28年度 105(99)社<br>(くるみん認定社数 H26年度 1社 えるぼし認定社数 0社) | 4    |
| ◆市職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。                                                               | 職員課       | ・休暇制度の周知・男性職員の出産補助休暇等取得率<br>H28年度 98%                                                                                                                             | 5    |
| ◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた単時間勤務や職場異動に対する配慮など、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。         | コミュニティ文化課 | ・市広報紙や市ホームページでの啓発を実施                                                                                                                                              | 3    |



## 7 男女の均等な就業環境の確保

### (12) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

| 審議会委員評価                                                                                                                                           |               |                                                                                                                                                      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                                                                                                                                                   |               | 市職員の管理職への登用は進んでいるが、職員数に対する女性管理職の割合は未だ少ない。就業環境の整備の一環として、母性、父性を考えた施策も必要である。均等な雇用が、性差を無視したものになってはいけいない。                                                 | 3    |
| 具体的施策                                                                                                                                             | 担当課名          | 取組の状況                                                                                                                                                | 進捗状況 |
| ◆女性が母性を尊重され、働きながら安心して妊娠・出産をするためには職場の環境整備は重要であることから、女性がその能力を発揮し生涯を通じて健康で働き続けられるように、事業所に対して母性健康管理体制の整備や充実、更に社会問題化しているマタニティー・ハラスメントをなくす取組を働きかけていきます。 | こども課<br>商工政策課 | ・「イクメン手帳」(県発行)を窓口で配布<br>H26年度 1,575件 H27年度 1,525件 H28年度 1,448件<br>・働く女性を支援する法制度ポスターを掲示<br>・宮崎労働局と連携、制度の啓発活動を実施<br>・ポジティブ・アクション新規取組企業数(H26年度～H28年度)2社 | 4    |
| ◆市役所における女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。                                                 | 職員課           | ・自治大学校へ女性職員を派遣<br>1部2部特別過程 H28年度 2名<br>・女性職員能力向上研修へ派遣<br>H26年度 3名 H27年度 1名 H28年度 4名                                                                  | 5    |
| ◆市職員の管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。                                                         | 職員課           | ・女性管理職の割合<br>H26年度 9.5% H27年度 8.9% H28年度 9.9%<br>・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定(H27年度)                                                                 | 4    |
| ◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。                                                                                   | 商工政策課         | ・宮崎労働局と連携し制度の啓発活動を実施<br>・仕事と家庭の両立応援宣言企業<br>都城地区(都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町)<br>企業件数(うち都城市件数)<br>H26年度 16(13)社 H27年度 14(14)社 H28年度 105(99)社                 | 4    |
| ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発に努めます。                                                                                               | 商工政策課         | ・宮崎労働局と連携し制度の啓発活動を実施<br>就職説明会での啓発・参加企業 113社<br>・ポジティブ・アクション新規取組企業数(H26年度～H28年度)2社                                                                    | 4    |
| ◆女性の能力活用や職域拡大に努めるなど、雇用上の男女の均等な機会の確保等に関し成果をあげている事業者を推薦し、優れた取組を広く紹介します。                                                                             | コミュニティ文化課     | ・H26年度 宮崎県男女共同参画功労者の推薦を行った。                                                                                                                          | 3    |

| 評価項目                   | 平成28年度実績                                            | 基準値・目標値   |
|------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|
| 「仕事と家庭の両立応援宣言」に係る実態調査  | H26年度 13社 H27年度 14社 H28年度 99社 (当初の設定値が適当でないため推移を掲載) | 0%→40%    |
| 「仕事と家庭の両立応援宣言」に対する啓発活動 | 2回/年 就職説明会実施                                        | 0回/年→2回/年 |

### (13) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

| 審議会委員評価                                                              |       |                                                                                                                  |      |
|----------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                                                                      |       | 仕事を休むことができるためには、職場での仕事をフォローする人に対する環境を整備することも大切である。権利を主張するだけでなく、仕事に対する責任感を培う意識改革も必要と感じる。起業する人のアフターフォローの充実を図ってほしい。 | 4    |
| 具体的施策                                                                | 担当課名  | 取組の状況                                                                                                            | 進捗状況 |
| ◆家内労働を希望する女性等に対し、情報提供等の支援を行います。                                      | 商工政策課 | ・宮崎県都城総務商工センターと連携を図った。<br>・市役所内に「家内労働情報」月1回 チラシを設置した。                                                            | 4    |
| ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、女性の起業を支援します。                   | 商工政策課 | ・都城市まちなか起業支援事業「創業塾」を開催<br>(都城商工会議所、宮崎県中小企業家同好会、市で共催)<br>・新規創業者 32名(～H28年度)                                       | 4    |
| ◆IT企業やコールセンター等の情報関連分野へ就職を希望する未就職者対象の人材養成研修を実施し、チャレンジする女性の就職活動を支援します。 | 商工政策課 | ・「WEBデザイナー基礎講座」開催 H28年度 20名<br>・在宅ワーク等で収入を得た女性の数 20名中7名                                                          | 4    |
| ◆ハローワーク等の関係機関と連携して、就職を希望する母子家庭の母等の職業能力の向上と就職のための相談及び情報提供に努めます。       | こども課  | ・「みやこのじょう福祉就労支援センター」設置(H28年度)<br>・H28年度 就職者数 86人/121人(就職者/児童扶養手当支援対象者)<br>・母子父子自立支援員(女性支援員)を配置                   | 4    |



|                                                                                             |                   | 審議会委員評価                                                                                                                                                                                                                         |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (14) 農林業等における男女共同参画の確立                                                                      |                   | 男女共同参画について、畜産よりは、園芸部門のほうが、実現の可能性が高いのではないかと。                                                                                                                                                                                     | 3    |
| 具体的施策                                                                                       | 担当課名              | 取組の状況                                                                                                                                                                                                                           | 進捗状況 |
| ◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。 | 農政課               | ・経営主が女性の認定農業者件数<br>H26年度 32件 H27年度 37件 H28年度 36件<br>・家族経営体協定(新規)件数<br>H26年度 8件 H27年度 7件 H28年度 15件                                                                                                                               | 4    |
| ◆農畜産業に携わる意欲的な女性による「六次産業化」に向けた取組や起業活動を推進します。                                                 | 農政課<br>六次産業化推進事務局 | ・先進地視察(川南町・県立農業大学校・延岡市・日置市)<br>・郷土料理実習の開催<br>H26年度 2回 H27年度 2回 H28年度 1回<br>・保育園児対象出前食育活動を実施 1回/年<br>・わいわいがやがや井戸端会議を開催<br>H26年度 1回 H27年度 0回 H28年度 1回<br>グループ会員数<br>H26年度 15名 H27年度 17名 H28年度 16名<br>・「きらり農場高木」加工商品開発支援を実施(H28年度) | 4    |

| 評価項目          | 平成24年度から平成28年度の実績                                               | 基準値・目標値     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| 「家族経営協定」の締結割合 | 家族経営協定数/認定農家数(当初の設定値が適当でないため推移を掲載)<br>H24年度 21.33% H28年度 26.57% | 20.1%→25.0% |

|                                                                                                   |           | 審議会委員評価                                                                              |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (15) 女性の能力開発促進のための支援                                                                              |           | 市職員の女性の登用は進んでいるが、民間においては、女性の職域が限定されている。起業した人については、その後の多様な支援が必要である。                   | 3    |
| 具体的施策                                                                                             | 担当課名      | 取組の状況                                                                                | 進捗状況 |
| ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、女性の起業を支援します。                                                | 商工政策課     | ・都市まちなか起業支援事業「創業塾」を開催<br>(都城商工会議所、宮崎県中小企業家同好会、市で共催)<br>・新規創業者 32名(～H28年度)            | 4    |
| ◆IT企業やコールセンター等の情報関連分野へ就職を希望する未就職者対象の人材養成研修を実施し、チャレンジする女性の就職活動を支援します。                              | 商工政策課     | ・「WEBデザイナー基礎講座」開催 H28年度 20名<br>・起業・在宅ワーク等で収入を得た女性の数 20名中7名                           | 4    |
| ◆市役所における女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び人事評価制度の活用等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。 | 職員課       | ・自治大学校へ女性職員を派遣<br>1部2部特別過程 H28年度 2名<br>・女性職員能力向上研修へ派遣<br>H26年度 3名 H27年度 1名 H28年度 4名  | 5    |
| ◆市職員の管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。         | 職員課       | ・女性管理職の割合<br>H26年度 9.5% H27年度 8.9% H28年度 9.9%<br>・「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定(H27年度) | 4    |
| ◆市の審議会等委員への女性登用を促進するため、女性の人材情報の整備・充実を図るとともに、人材情報の積極的な活用を推進します。                                    | コミュニティ文化課 | ・審議会等委員への女性登用促進啓発を行った。                                                               | 4    |
| ◆女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。                                            | コミュニティ文化課 | ・女性リーダー養成講座等の周知を図った。<br>パンフレットを各公共施設、関連施設へ配布・掲示                                      | 3    |
| ◆生涯学習講座を通して、女性のエンパワーメントのための学習機会の情報を提供します。                                                         | 生涯学習課     | ・よか・余暇・楽習ネットワークを開催<br>・ハロー市役所元氣講座(市役所 各課の派遣講座)を開催<br>・ハロー元氣講座(市内企業、事業者の講座)を開催        | 4    |

## 8 まちづくり等における男女共同参画の推進

|                                                                                                                  |                    | 審議会委員評価                                                                                                                                                                         |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (16) まちづくり等における男女共同参画の推進                                                                                         |                    | 女性や子育て世代等ばかりの意見の集約ではなく、利用者のニーズに応じた意見の集約に努め、まちづくりにいかしてほしい。                                                                                                                       | 4    |
| 具体的施策                                                                                                            | 担当課名               | 取組の状況                                                                                                                                                                           | 進捗状況 |
| ◆観光分野においては、女性の元気や発想をこれまで以上に活用し、きめ細やかな心配りと清潔さの行き届いた雰囲気づくりに努め、顧客ターゲットの主流である女性客をはじめ、たくさんの人々の支持を得ることができる観光地づくりを進めます。 | みやこんじょPR課          | ・女性の趣向を取り入れた「食・グルメ」情報誌を発行<br>・H27年度「地域住民主体の食・技・暮らし」に焦点を当てた観光パンフレットに刷新した。<br>・H28年度 観光地トイレの洋式化を計画                                                                                | 4    |
| ◆男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取組に参加できるよう、地域主導の観光地づくりを支援します。                                                               | みやこんじょPR課          | ・H27年度「地域住民主体の食・技・暮らし」に焦点を当てた観光パンフレットに刷新した。<br>各地域で趣向を凝らした遊び体験メニューを掲載<br>・郷土の魅力をアピールするインスタ都城選手権を開催 H28年度 投稿数 約500件                                                              | 4    |
| ◆環境分野においては、一人ひとりが生活・自然環境に配慮し、人と自然が調和した社会を築いていくために、男女を問わず地域や社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。                        | 環境政策課              | ・環境美化の日 プレゼン審査員 女性委員の数 H28年度 2/5名                                                                                                                                               | 4    |
| ◆男女を問わず地域住民等が主体となった、多様性のあるまちづくりを進めます。                                                                            | 都市計画課              | 都城市都市計画マスタープラン推進委員<br>女性委員の数 4/10名                                                                                                                                              | 4    |
| ◆市民団体への情報提供や地域づくりのリーダー的人材の育成、団体間の連携・交流・協働の推進を図り、男女を問わず市民公益活動を支援します。                                              | コミュニティ文化課<br>生涯学習課 | ・各種社会教育関連団体育成のための補助金を交付<br>(市社会福祉協議会、市壮年連絡協議会等)<br>・NPO・ボランティア技術向上講座を開催<br>H26年度 3回 H27年度 3回 H28年度 3回<br>・協働商談会(団体間のネットワークづくり)を開催 1回/年<br>・市と「ボランティア福祉共育おうえんセンター」にてNPO業務支援を行った。 | 4    |
| ◆自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。                                           | コミュニティ文化課<br>総合支所  | ・まちづくり協議会の組織体制への支援を行った。                                                                                                                                                         | 3    |

|                                                                            |        | 審議会委員評価                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |
|----------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (17) 災害対策の分野における男女共同参画の推進                                                  |        | 被災地における女性の視点からの対策は、前進している。災害時の性被害についての対策が必要である。                                                                                                                                                                                                                                         | 4    |
| 具体的施策                                                                      | 担当課名   | 取組の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 進捗状況 |
| ◆災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた具体的な配慮がなされるように、関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。      | 危機管理課  | ・避難所運営マニュアルへ反映した。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5    |
| ◆災害時において高齢者や障がい者、妊産婦などのすべての要援護者が避難支援を受けられるよう、災害時要援護者避難支援プランの活用や情報の共有を行います。 | 危機管理課  | ・地域防災計画の見直しを実施(H28年 6月)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 3    |
| ◆災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について、女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。                   | 危機管理課  | ・福祉避難所の整備を実施(H28年度 5箇所設置)<br>・備蓄品の整備を実施                                                                                                                                                                                                                                                 | 5    |
| ◆地域防災力の要である消防団の活動を活性化するため、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。                         | 消防局総務課 | ・救急法指導員養成講座<br>女性消防団員参加人数 H26年度 0人 H27年度 3人 H28年度 5人<br>・普通救命講習<br>女性消防団員参加人数 H26年度 14人 H27年度 9人 H28年度 15人<br>・防火委員会実施イベント女性消防団員が参加<br>ちびっこ消防のひろば H26年度～H28年度 女性消防団員参加人数 13人<br>春の消防ひろば H26年度～H28年度 女性消防団員参加人数 16人<br>救急フェア H26年度～H28年度 女性消防団員参加人数 15人<br>消防・防災フェスタ H28年度 女性消防団員参加人数 5人 | 4    |

| 評価項目               | 平成28年度実績          | 基準値・目標値     |
|--------------------|-------------------|-------------|
| 自治公民館における自主防災組織結成率 | 88.40%            | 69.0%→82.0% |
| 都城市消防団女性消防団員割合     | 2.7% (女性消防団員 39人) | 0.9%→1.0%   |

### Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の構築

#### 9 生涯にわたる女性の健康支援

| 審議会委員評価                                                       |       |                                                                                                                                                                |      |
|---------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (18) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援                                  |       | 児童、生徒、教職員、保護者等を対象とした、人工妊娠中絶、生命尊重、若年妊娠のリスクについての教育・研修・啓発が必要である。                                                                                                  | 3    |
| 具体的施策                                                         | 担当課名  | 取組の状況                                                                                                                                                          | 進捗状況 |
| ◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利」について、正しい知識の普及に努めます。     | こども課  | ・母子健康手帳交付件数<br>H26年度 1,575件 H27年度 1,525件 H28年度 1,448件<br>・パパママ教室 6回/年<br>参加組数 H26年度 45組 H27年度 67組 H28年度 70組<br>・4カ月児健康相談者数<br>H26年度 906名 H27年度 922名 H28年度 935名 | 4    |
| ◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にすることを育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。 | 学校教育課 | ・小中学校の思春期ピア・健やか妊娠事業(県事業)<br>生徒対象実施校 西岳小 高城中 有水中 中郷中 西岳中 志和池中<br>・こども課 健康教育事業「思春期教室」 H28年度 中郷中学校 1件                                                             | 3    |

| 審議会委員評価                                                |         |                                                                                                                                                                |      |
|--------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (19) 生涯を通じた女性の健康保持増進対策の推進                              |         | 女性は、スポーツクラブなどに通っている割合が、男性よりも多く、健康管理意識も高いと感じる。男女区別ない健康管理の対策が必要である。子育て世代のスポーツ推進の環境整備を図ってほしい。                                                                     | 4    |
| 具体的施策                                                  | 担当課名    | 取組の状況                                                                                                                                                          | 進捗状況 |
| ◆女性がライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康増進施設等で健康教育に取り組みます。 | 健康課     | ・ライフステージに応じた正しい知識の普及啓発<br>高校3年生向け健康教室を実施<br>H26年度 69名 H27年度 96名 H28年度 321名<br>40才以上を対象にした健康教室実施<br>H26年度 307名 H27年度 242名 H28年度 294名<br>生活習慣病予防のための集団健康教育実施     | 4    |
| ◆生涯を通じた女性の健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。          | 健康課     | ・運動・栄養・休養の総合的な面からの市民の健康づくり支援研修<br>健康づくり会(H28年度 会員数 409名)<br>食生活改善推進員の数(H28年度 212名)<br>健康づくり活動 市内13地区<br>H28年度 357回 延参加人数 7,988名                                | 4    |
| ◆女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに専門相談員の資質の向上に努めます。 | 健康課     | ・訪問指導員定例学習会を開催 1回/月<br>・スキルアップ研修会を開催 1回/年                                                                                                                      | 4    |
| ◆スポーツを通して、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。        | スポーツ振興課 | ・スポーツ教室を実施 各地区(15地区)に推進委員を委嘱<br>「1130体操」を実施 参加数<br>H26年度 96回(1,650名) H27年度 113回(2,244名) H28年度 108回(2,045名)<br>・みんながスポーツ1130県民運動の推進啓発を実施<br>1週間に1回30分以上の運動実施を啓発 | 4    |

| 審議会委員評価                                                                               |      |                                                                                                                      |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (20) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進                                                            |      | 女性の健康に対する取組は、必要であるが、今後は、女性ばかりでなく、男性の健康についても同等に扱うべきである。                                                               | 3    |
| 具体的施策                                                                                 | 担当課名 | 取組の状況                                                                                                                | 進捗状況 |
| ◆女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。 | 健康課  | ・無料クーポン券を交付<br>乳がん健診受診者数 H26年度 5,063名 H27年度 5,043名 H28年度 4,750名<br>子宮がん健診受診者数 H26年度 5,604名 H27年度 5,053名 H28年度 5,079名 | 2    |
| ◆特定健診、ウォーキングやステップ運動教室等健康増進事業を行い、生涯にわたる女性の健康保持を図ります。                                   | 健康課  | ・みやこんじょ健康づくり会女性参加者数 H28年度 5,895名                                                                                     | 4    |

| 評価項目      | 平成28年度実績                       | 基準値・目標値     |
|-----------|--------------------------------|-------------|
| 子宮がん検診受診率 | 6.9%(H27年度より算定方法変更 対象者20才以上)   | 12.3%→17.0% |
| 乳がん検診受診率  | 8.5%(H27年度より算定方法変更 対象者40才以上女性) | 15.6%→20.0% |

## 10 女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 審議会委員評価                                                                           |                    |                                                                                                                  |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (21) 女性に対する暴力の根絶に向けた環境づくり                                                         |                    | DV被害は女性だけではなく、男性が被害者である場合もある。DVに対する正しい知識と、JKビジネス、デートDVについての学校現場での教育・啓発が求められる。                                    | 3    |
| 具体的施策                                                                             | 担当課名               | 取組の状況                                                                                                            | 進捗状況 |
| ◆関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、差別に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を推進します。                 | コミュニティ文化課          | ・教育委員会・福祉関係部署との連携を図った。<br>・都城警察署、県、女性相談所、社会福祉協議会等との連携を図った。                                                       | 4    |
| ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。          | コミュニティ文化課          | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)街頭啓発を実施<br>庁舎内に啓発ブースを設置(ポスターの掲示、リーフレット等の配布)                                               | 4    |
| ◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。                                                | コミュニティ文化課<br>学校教育課 | ・講座実施<br>H26年度「デートDV」3件「男女共同参画社会の実現に向けて」3件<br>H27年度「男女共同参画社会の実現に向けて」1件「デートDV」1件<br>H28年度「性的マイノリティと人権」4件「デートDV」2件 | 4    |
| ◆都城市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程に基づき、市職員に対して研修を行うとともに、相談窓口を設置します。                       | 職員課                | ・相談窓口の件数 1件<br>・新規職員研修 セクシュアルハラスメント研修を実施                                                                         | 4    |
| ◆職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組が進むよう啓発に努めるとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発及び被害者の保護対策を推進します。 | コミュニティ文化課          | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報を提供<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載                                                                    | 3    |

| 評価項目          | 平成28年度実績                                                                                      | 基準値・目標値     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 言葉(DV)の認知度の割合 | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施<br>「言葉も内容も理解している」51.1%<br>「言葉、内容はある程度知っている」30.3%<br>「言葉だけは知っている」9.1% | 47.6%→60.0% |

| 審議会委員評価                                                                                           |                    |                                                                                                                                                    |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (22) 被害女性に対する支援体制の充実・強化                                                                           |                    | 女性総合相談窓口が、市庁舎にあることで他人の目が気になり、相談に行きづらいという声を聞く。都城市の人は、知り合いに会うのを避けるために、宮崎市へ相談に行くという声も聞いた。                                                             | 3    |
| 具体的施策                                                                                             | 担当課名               | 取組の状況                                                                                                                                              | 進捗状況 |
| ◆市広報紙やリーフレット等を活用し、男女共同参画センターの女性相談室をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。                                         | 秘書広報課<br>コミュニティ文化課 | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報を提供<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載                                                                                                      | 4    |
| ◆相談者の様々な悩みに対応できるよう、相談員の研修を行い被害女性の支援体制を充実します。                                                      | コミュニティ文化課          | ・弁護士・臨床心理士による専門相談を実施<br>法律相談 毎月第4火曜日 ところの相談 毎月第3火曜日<br>・相談員の研修を実施<br>九州地区女性センター相談員研修<br>男女共同参画関連施設相談員研修<br>県内相談員研修会 支援者のための基礎講座<br>九州各県婦人保護事業関係者会議 | 4    |
| ◆相談者の必要に応じて、関係課・機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図ります。                                                      | コミュニティ文化課          | ・教育委員会・福祉関係部署との連携を図った。<br>・都城警察署、県、女性相談所、社会福祉協議会等との連携を図った。<br>・職員・相談員の研修を実施                                                                        | 4    |
| ◆住宅に困窮するDV等の被害女性に対して、市営住宅への入居支援を実施します。                                                            | 建築課                | ・関係機関と連携し、居住の安定と迅速な対応に努めた。                                                                                                                         | 4    |
| ◆経済的な不安により、DVから逃げることをためらっている被害者のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。 | 保護課                | ・コミュニティ文化課女性相談員との連携を図った。<br>・県女性相談所への入所前後に関係なく、調査の後、必要な保護支援を実施した。                                                                                  | 4    |

| 評価項目           | 平成28年度実績                                     | 基準値・目標値    |
|----------------|----------------------------------------------|------------|
| 女性総合相談所等に相談の割合 | 14名/964件(相談者数/年間相談件数 ※DV案件は、時間を要し数日にわたる場合あり) | 2.2%→10.0% |

## 1 1 貧困など生活上の困難に直面する人々への対応

| 審議会委員評価                                                                                           |           |                                                                                                                                                 |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (23) ひとり親家庭等の生活安定と自立支援                                                                            |           | 母子・子育て支援は充実しているが、父子家庭に対する支援、施策が不足しているように感じる。                                                                                                    | 3    |
| 具体的施策                                                                                             | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                                           | 進捗状況 |
| ◆ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、経済的支援を推進します。                                     | こども課      | ・母子及び父子家庭医療費助成受給資格者数<br>H28年度 6,468人(母子6,017人 父子451人)<br>・母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付件数 H28年度 65件                                                         | 4    |
| ◆ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、子育てに関わる相談体制の充実や延長保育などの特別保育サービスの支援を推進します。                              | 保育課       | ・母子及び父子世帯で独立して、生計を営んでいる低所得者世帯への保育料軽減措置を実施<br>・「子育ての孤立化」対策を実施 子育て支援センター 3箇所開設<br>・平成28年度 子育て支援センター 2箇所増設<br>年間利用人数 平成27年度 26,984人 平成28年度 30,827人 | 4    |
| ◆ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、効果的な就業相談や情報提供、職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援を推進します。 | 商工政策課     | ・都城地域職業訓練協会実施講座に関して補助金を交付し、支援を行った。                                                                                                              | 4    |
| ◆経済的に困窮しているひとり親家庭のため、生活保護法に基づき、「その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長」します。               | 保護課       | ・こども課や都城児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図った。<br>・ひとり親家庭の主訴を的確に捉え、支援を行った。<br>・定期訪問等による当該世帯の現状把握に努めた。                                                        | 4    |
| ◆自殺者の約7割が男性を占めている現状を踏まえ、誰もが相談しやすい体制づくりや相談窓口の広報に努めます。                                              | コミュニティ文化課 | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報を提供<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載                                                                                                   | 4    |

| 評価項目          | 平成28年度実績        | 基準値・目標値 |
|---------------|-----------------|---------|
| 子育て支援センター設置箇所 | 5箇所             | 3箇所→4箇所 |
| 一時保育実施保育所数    | 20箇所(H29年3月末現在) | 5箇所→6箇所 |

| 審議会委員評価                                                                                           |           |                                                                             |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| (24) 自立に向けた力を高める取組の推進                                                                             |           | 貧困の連鎖を絶つためにも、経済的支援と、心的支援のサポートの充実がより求められている。                                 | 3    |
| 具体的施策                                                                                             | 担当課名      | 取組の状況                                                                       | 進捗状況 |
| ◆ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、効果的な就業相談や情報提供、職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援を推進します。 | 商工政策課     | ・都城地域職業訓練協会へ補助金を交付<br>・職業能力開発のための教育訓練等の受講を推進した。                             | 4    |
| ◆専門の女性相談員を配置し、相談体制のさらなる充実を図ります。また、配偶者からの暴力の被害者や家庭内の暴力に巻き込まれ、心理的・身体的に被害を受けている子どもの支援に配慮した相談に努めます。   | コミュニティ文化課 | ・教育委員会・福祉関係部署との連携を図った。<br>・都城警察署、県、女性相談所、社会福祉協議会等との連携を図った。<br>・職員・相談員の研修を実施 | 4    |
| ◆被害者のニーズに対応した支援が効果的に行えるように、警察や宮崎県配偶者暴力被害者支援センター等の関係機関との緊密な連携を図ります。                                | コミュニティ文化課 | ・庁内関係課、都城警察署、県、女性相談所、社会福祉協議会等との連携を図った。                                      | 4    |
| ◆貧困の連鎖を断ち切るため、また適性や能力を活かせる道を広げるため、生活保護受給者へ、高等学校や専門学校等就学費用を支援します。                                  | 保護課       | ・生活保護受給世帯の自立支援を行った。<br>高等学校等就学費の扶助を実施                                       | 4    |



## 1 2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

|                                                                                                          |              | 審議会委員評価                                                                                                                                                                                         |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (25) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備                                                                             |              | 高齢者、障がい者等に対する様々な支援は、充実してきているが、各施設でのバリアフリー化の整備が必要であると感じる。                                                                                                                                        | 3    |
| 具体的施策                                                                                                    | 担当課名         | 取組の状況                                                                                                                                                                                           | 進捗状況 |
| ◆高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の雇用促進について市民や企業に対する啓発に努めます。                           | 福祉課<br>商工政策課 | ・ハローワーク都城、関係機関等との連携を図った。<br>・ふるさと就職相談窓口を設置（商工政策課内）<br>・シニア世代就職支援コーナーを設置（就職説明会）<br>・シルバー人材センター会員数<br>H26年度 715人 H27年度 698人 H28年度 693人                                                            | 4    |
| ◆55歳以上の方を対象に、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会と連携し、就職訓練及び就職支援相談を実施することにより、就職促進に努めます。                                | 商工政策課        | ・セミナー等の情報を市ホームページ、市広報紙等に掲載等を実施<br>・シルバー人材センターが就職説明会に参加                                                                                                                                          | 4    |
| ◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。                                               | 福祉課<br>商工政策課 | ・障害者自立支援給付事業を行った。<br>・就労移行支援を実施<br>就労継続支援A型及び就労継続支援B型<br>・自立訓練を実施した。<br>・自立支援協議会での活動<br>H26年度 障がい者雇用説明会を実施、雇用事例集を作成<br>H28年度 事業者向け DVD作成及び配布実施<br>・ハローワーク都城と連携を図った。<br>・雇用奨励金の交付による障害者の雇用を推進した。 | 4    |
| ◆高齢者が少しでも長く在宅生活を継続するために、それぞれのニーズに合わせた必要なサービスを提供し、在宅福祉事業のより一層の充実と質の向上を図ります。                               | 介護保険課        | ・軽度生活援助事業 軽度の生活援助及び安否確認を行った。<br>・地域支援事業実施<br>H26年度～H27年度 生きがい活動支援事業実施<br>H28年度元気アップデイサービス事業実施<br>一般介護予防事業を実施 かくしゃく100歳教室、こけないからだづくり講座<br>在宅生活支援を実施<br>食の自立支援事業 食事の提供サービスと安否確認を行った。              | 4    |
| ◆高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習活動を通じた社会参画の機会の提供などを行います。                        | 福祉課          | ・趣味の教室を開催（パソコン教室 2教室）<br>教室の科目数 H26年度 9種 H27年度 9種 H28年度 9種                                                                                                                                      | 3    |
| ◆ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会のあらゆる分野で高齢者や障がいを持つ人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていただけるようユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。         | 福祉課          | ・手話通訳奉仕員・要約筆記者の養成や派遣事業を実施<br>・手話通訳者の設置<br>・点字図書館の運営を委託した。<br>・障害者団体等の福祉大会参加の補助件数<br>H26年度 4件 H27年度 2件 H28年度 4件<br>・障害者趣味の教室の開催 28回/毎年                                                           | 3    |
| ◆障がい者の地域生活への移行を進め、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。 | 福祉課          | ・障がい福祉サービス（自立支援給付）件数<br>H26年度 23,641件 H27年度 24,648件 H28年度 25,953件<br>・地域相談支援件数 H26年度 12件 H27年度 39件 H28年度 85件<br>・計画相談支援事業の実施 H27年度 全対象者に「サービス等利用計画書」導入                                          | 4    |
| ◆市営住宅の建て替えに際しては、住戸のバリアフリー化を推進します。                                                                        | 建築課          | ・市営住宅の建替え実績なし。<br>住宅の改修工事により高齢者等が安心して暮らせる環境整備を実施<br>住宅改善戸数 H26年度 4戸 H27年度 0戸 H28年度 16戸                                                                                                          | 4    |
| ◆住宅に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯に対して、市営住宅への入居要件を緩和します。                                                               | 建築課          | ・単身入居できる住宅への優先入居を実施した。                                                                                                                                                                          | 4    |
| ◆インターネット上のサービスを企画・提供しようとするときは、可能な限り高齢者や障がい者が利用できるよう配慮します。                                                | 秘書広報課        | ・文字の大きさや平易な表現を心がけ、音声ソフトでの読み上げに対応した。<br>・アクセシビリティ(情報システムの利用のしやすさ)に配慮した情報を提供                                                                                                                      | 4    |

| 評価項目            | 平成24年度から平成28年度の実績                                                                     | 基準値・目標値       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 高齢者の趣味の教室参加者の割合 | 高齢者趣味の教室登録者数(当初の設定値が適当でないため実数提示)<br>H24年度188名(男性 74名 女性 114名) H28年度129名(男性 35名 女性94名) | 82.09%→87.33% |

| 審議会委員評価                                                                                                               |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (26)外国人市民が暮らしやすい多文化共生社会づくりの推進                                                                                         |        | 都会では、多文化共生が進んでいるが、都城市は未だ途上であり、公民館、地域での啓発が必要であると思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 3    |
| 具体的施策                                                                                                                 | 担当課名   | 取組の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 進捗状況 |
| ◆日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人市民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。 | 国際化推進室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語れんしゅう会 2回/週</li> <li>参加外国人数 H28年度 682人(年間延べ人数)</li> <li>・日本語ボランティアスキルアップ講座参加者数 20人</li> <li>・生活安全交流会 1回/年</li> <li>過去1年間に転入した外国人市民を対象に、緊急時対応(防災、防犯、医療等)の講座を開催。参加人数 H26年度13名、H27年度7名、H28年度18名</li> <li>・多言語生活ガイドブックを作成 日常生活に関するガイドブックを多言語(英語・中国語)で作成し、転入外国人へ配布。年間50部</li> <li>・外国人市民アンケートを実施 外国人市民のニーズを把握</li> <li>・多文化共生職員研修を実施 外部講師を招へい</li> <li>都城市参加職員数 H26年度 37名、H27年度 77名、H28年度 38名</li> </ul> | 4    |

| 評価項目                | 平成28年度実績  | 基準値・目標値 |
|---------------------|-----------|---------|
| 外国人市民に対する日本語ボランティア数 | 10人(現状維持) | 10人→10人 |

#### IV 国際理解の促進及び男女共同参画推進体制の強化

##### 1 3 国際理解及び国際協力の推進

| 審議会委員評価                                                                                      |           |                                                                                                                                                                                       |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (27) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び国際協力の推進                                                            |           | あまり実態が見えない部分ではあるが、様々な取組がなされているイメージがある。                                                                                                                                                | 4    |
| 具体的施策                                                                                        | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                                                                                 | 進捗状況 |
| ◆女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連のある各種の条約や国際会議における女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針等について、市民に情報提供を行い、理解を広げます。 | コミュニティ文化課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間のパネル展示での情報提供を実施</li> <li>・男女共同参画に関する特集記事の掲載を実施(6月、11月)</li> </ul>                                                                     | 4    |
| ◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準・取組について市民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。              | 国際化推進室    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び関係機関等からの国際的な男女共同参画社会づくりに関わるポスター等の掲示を実施</li> </ul>                                                                                          | 4    |
| ◆地球社会の「平等・開発・平和」の実現を目指し、海外諸都市や外国籍市民との様々な分野での国際交流や国際協力を推進します。                                 | 国際化推進室    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流員による国際理解講座の実施</li> <li>・ワールドフェスタ等のイベントを通じて、国紹介や文化的交流を実施</li> <li>・発展途上国においてワクチン購入に貢献できる古切手を回収し、送付</li> <li>・ワールドフェスタ参加者数 1000名</li> </ul> | 4    |

| 評価項目                    | 平成28年度実績 | 基準値・目標値       |
|-------------------------|----------|---------------|
| 招致外国人による国際理解に関する教室の参加者数 | 5,835人   | 4,996人→5,500人 |



## 1 4 男女共同参画の推進体制の強化

| 審議会委員評価                                                                                                                                                     |           |                                                                              |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| (28) 総合的な男女共同参画推進体制の強化                                                                                                                                      |           | 相談体制は整備されつつあるが、施設面での整備の取組が必要である。                                             | 4    |
| 具体的施策                                                                                                                                                       | 担当課名      | 取組の状況                                                                        | 進捗状況 |
| ◆本市の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくため「都城市男女共同参画社会づくり条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。 | コミュニティ文化課 | ・男女共同参画問題地域セミナー実施地域情報交換会に参加 1回/年<br>・九市男女共同参画行政主管課長及び担当者連絡会議に参加 1回/年         | 4    |
| ◆「男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図ります。また、男女共同参画に関わる有識者からなる「男女共同参画社会づくり審議会」の意見を積極的に取り入れ、取組に反映させていきます。                                       | コミュニティ文化課 | ・各課の取組状況について進捗状況を調査<br>・男女共同参画推進会議連絡会を開催 1回/年<br>・男女共同参画社会づくり審議会 平成28年度 2回開催 | 4    |
| ◆男女共同参画のより一層の周知・浸透を図るために情報誌を発行するなど啓発に努め、市民・事業者との協力・連携体制の強化を図ります。                                                                                            | コミュニティ文化課 | ・「どきどきナビ」内の告知枠での情報を提供<br>・市広報紙、市ホームページにて記事を掲載                                | 4    |

| 評価項目                 | 平成28年度実績                                                                       | 基準値・目標値     |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 男女共同参画に関する言葉の認知度     | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施<br>「言葉も内容も理解している」又は「言葉、内容はある程度知っている」34.27%            | 17.6%→30.0% |
| 都城市男女共同参画社会づくり条例の認知度 | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施<br>「言葉も内容も理解している」、言葉、内容はある程度知っている」又は「言葉だけは知っている」50.3% | 45.0%→50.0% |
| 都城市女性総合相談についての認知度    | 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査を実施<br>「言葉も内容も理解している」、言葉、内容はある程度知っている」又は「言葉だけは知っている」56.2% | 31.8%→50.0% |

| 審議会委員評価                                                                                                      |           |                                                                                                                                                                                                                  |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (29) 男女共同参画センターの機能強化                                                                                         |           | 男女共同参画センターの機能強化の推進には、独立した庁舎のセンターが必要である。                                                                                                                                                                          | 3    |
| 具体的施策                                                                                                        | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                                                                                                            | 進捗状況 |
| ◆都城市男女共同参画センターにおいて、情報提供、啓発、相談、交流事業などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワーク拡大に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点から解決していく機能を充実させます。 | コミュニティ文化課 | ・庁内関係課、都城警察署、県、女性相談所、社会福祉協議会等との連携を図った。<br>・弁護士・臨床心理士による専門相談を実施<br>法律相談 毎月第4火曜日 こころの相談 毎月第3火曜日<br>・相談員の研修を実施<br>九州地区女性センター相談員研修 1回/年<br>男女共同参画関連施設相談員研修 1回/年<br>県内相談員研修会 支援者のための基礎講座 1回/年<br>九州各県婦人保護事業関係者会議 1回/年 | 4    |
| ◆本計画で具体的施策として掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を評価します。                                                      | コミュニティ文化課 | ・各課の取組状況について進捗状況を調査                                                                                                                                                                                              | 4    |

| 審議会委員評価                                                                     |           |                                                                                                                           |      |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (30) 関係機関・NPO等との連携及び協働の推進                                                   |           | NPO法人の活動が活性化してきたが、個での活動だけでなく、連携が必要であると感じる。                                                                                | 3    |
| 具体的施策                                                                       | 担当課名      | 取組の状況                                                                                                                     | 進捗状況 |
| ◆男女が協力連携して、望ましい男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、男女共同参画を市民レベルで推進する活動を行う団体の育成を図ります。      | コミュニティ文化課 | ・NPO団体等が主催する講座等への積極的な活動の支援を実施                                                                                             | 4    |
| ◆男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を図り、男女共同参画推進の協働体制を支援していきます。 | コミュニティ文化課 | ・女性の会長及び女性会員が6割以上のNPO法人の団体数<br>H26年度 23団体 H27年度 25団体 H28年度 28団体<br>・市「ボランティア福祉共育おうえんセンター」にて業務を支援<br>NPO法人団体数 H28年度現在 61団体 | 4    |

## 資料１２ 都城市男女共同参画社会づくり審議会委員名簿及び開催状況

### ■ 都城市男女共同参画社会づくり審議会

| 役 職 | 氏 名    | 所 属 等 |                       |
|-----|--------|-------|-----------------------|
| 会 長 | 高木 かおる | 知識経験者 | 都城市ＰＴＡ連絡協議会長          |
| 委 員 | 坂元 晃   | 団体等推薦 | 都城市自治公民館連絡協議会長        |
| 委 員 | 正田 土夫  | 団体等推薦 | みやこんじょ健康づくり会員         |
| 委 員 | 藤本 朋美  | 団体等推薦 | 南九州大学 人間発達学部こども教育学科講師 |
| 委 員 | 福島 敏弘  | 団体等推薦 | 都城農業協同組合総務部長          |
| 委 員 | 永田 眞由美 | 団体等推薦 | 都城商工会議所女性会長           |
| 委 員 | 福島 セツ子 | 団体等推薦 | 民生・児童委員協議会（沖水地区会長）    |
| 委 員 | 南崎 正子  | 知識経験者 | レディーススペースくすのき代表       |
| 委 員 | 吉村 洋子  | 知識経験者 | 都城市女性団体連絡協議会長         |
| 委 員 | 八反田 久実 | 知識経験者 | 宮崎県男女共同参画推進委員         |
| 委 員 | 飯干 良美  | 一般公募  | 一般社団法人 らしくサポート理事      |
| 委 員 | 鳥海 美幸  | 一般公募  | 介護職                   |

委嘱期間：平成２８年１０月１７日～平成３０年１０月１６日  
平成２９年 ４月 １日～平成３０年１０月１６日

■ 都城市男女共同参画社会づくり審議会の開催状況

| 回     | 開催年月日                | 議 題                                                                                                               |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日 | 委嘱状の交付<br>都城市の男女共同参画について<br>今後のスケジュールについて                                                                         |
| 第 2 回 | 平成 2 9 年 2 月 2 2 日   | 第 3 次男女共同参画計画策定についての諮問<br>都城市女性総合相談の現状について<br>男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告<br>第 3 次都城市男女共同参画計画（案）について<br>今後のスケジュールについて |
| 第 3 回 | 平成 2 9 年 4 月 1 1 日   | 第 3 次都城市男女共同参画計画（案）の基本理念、計画の体系について<br>都城市女性総合相談の平成 2 8 年度実績について<br>今後のスケジュールについて                                  |
| 第 4 回 | 平成 2 9 年 7 月 2 0 日   | 第 3 次都城市男女共同参画計画（案）の具体的施策について<br>今後のスケジュールについて                                                                    |
| 第 5 回 | 平成 2 9 年 1 0 月 4 日   | 第 3 次都城市男女共同参画計画（案）についての確認<br>今後のスケジュールについて                                                                       |
| 第 6 回 | 平成 3 0 年 1 月 2 2 日   | 第 3 次都城市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント結果を反映した計画（案）について<br>第 3 次都城市男女共同参画計画策定についての答申                                        |

都 文 第 1 0 6 1 号  
平 成 2 9 年 2 月 2 2 日

都城市男女共同参画社会づくり審議会  
会長 高木 かおる 様

都城市長 池 田 宜 永



都城市男女共同参画計画の策定について（諮問）

このことについて、都城市男女共同参画社会づくり条例第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

1 諮問事項

第3次都城市男女共同参画計画

2 諮問の要旨

平成25年度に定めた第2次都城市男女共同参画計画（改訂版）について、社会情勢の変化等に鑑み、計画の策定について諮問します。

文書取扱 市民生活部 生活文化課  
男女参画・消費生活担当 横井・西  
電話 23-2121

都 男 女 審 第 2 号  
平成30年1月29日

都城市長 池 田 宜 永 様

都城市男女共同参画社会づくり審議会  
会 長 高 木 か お る



都城市男女共同参画計画の策定について（答申）

平成29年2月22日付け都文第1061号で諮問のあった、「第3次都城市男女共同参画計画」は、都城市男女共同参画社会づくり条例の規定に基づき、「第2次都城市男女共同参画計画（改訂版）」策定後の男女共同参画社会の形成に関連する社会情勢の変化等を踏まえて策定されたものであり、適当である。

審議会委員

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 高 木 かおる |
| 委 員 | 坂 元 晃   |
|     | 正 田 士 夫 |
|     | 藤 本 朋 美 |
|     | 福 島 敏 弘 |
|     | 永 田 眞由美 |
|     | 福 島 セツ子 |
|     | 南 崎 正 子 |
|     | 吉 村 洋 子 |
|     | 八反田 久 美 |
|     | 飯 干 良 美 |
|     | 鳥 海 美 幸 |

### 資料 1 3 男女共同参画関連用語解説

| 用 語                          | 解 説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IDS                          | スポーツを通じた国際開発 (International Development through Sport)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 一般事業主行動計画計<br>(次世代育成支援対策推進法) | 企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。                                                                                                                                                                                                                      |
| 一般事業主行動計画<br>(女性活躍推進法)       | 企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。                                                                                                                                                                                                            |
| LGBT                         | 女性の同性愛者 (Lesbian)、男性の同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性別にとられない在り方を持つ人 (Transgender) の頭文字を取った総称。                                                                                                                                                                                                                                              |
| SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)    | 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| M 字カーブ                       | 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。                                                                                                                                |
| エンパワーメント                     | 力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| SDP                          | 開発と平和のためのスポーツ (Sport for Development and Peace)                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 家族経営協定                       | 家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| キャリア教育                       | 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| クォーター制 (割当制)                 | 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、人権や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 固定的性別役割分担意識                  | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。                                                                                                                                                                                                                       |
| ジェンダー                        | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。<br>人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。                                                                                                                            |
| 仕事と家庭の両立応援宣言                 | 本県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 持続可能な開発のための<br>2030 アジェンダ    | 平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の後継として平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された、平成 28 年 (2016) 年から平成 42 (2030) 年までの国際目標。MDGs の残された課題 (例: 保健、教育) や新たに顕在化した課題 (例: 環境、格差拡大) に対応するように、新たに 17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられている。 |
| 周産期                          | 妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。                                                                                                                                                                                                                          |
| ジョブ・ローテーション                  | 職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 用 語                                | 解 説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) | <p>昭和 54 年(1979 年)に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年(1981 年)に発効。我が国は昭和 60 年(1985 年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p> |
| 女性に対する暴力をなくす運動                     | <p>毎年 11 月 12 日から 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの 2 週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成 13 年 6 月 5 日、国の男女共同参画推進本部において決定された。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 人権週間・人権啓発強調月間                      | <p>1948 年(昭和 23 年)12 月 10 日、国際連合の第 3 回総会において、世界の全ての人々と国々々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、我が国では毎年 12 月 4 日から 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定めており、この週間に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。</p> <p>また、本県では、8 月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。</p>                                                                                                                                         |
| ストーカー行為                            | <p>特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 性的指向                               | <p>性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| セクシュアルハラスメント                       | <p>性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ダイバーシティ                            | <p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 男女共同参画週間                           | <p>男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| デート DV                             | <p>恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| デュアル訓練                             | <p>「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システム。座学と企業における実習訓練を実施する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| DV(ドメスティック・バイオレンス)                 | <p>配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 認定農業者                              | <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 農山漁村女性の日                           | <p>農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として 3 月 10 日を「農山漁村女性の日」として制定した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| バリアフリー                             | <p>高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ピアカウンセリング                          | <p>何らかの共通点(同じような環境や悩み)を持つ(又は経験した)グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ファミリー・サポート・センター                    | <p>急な残業や子どもの病気などに対応するため、“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”が会員登録し、地域において相互に助け合う有償ボランティア組織。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



| 用 語                             | 解 説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フレックスタイム制度                      | 1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 放課後児童クラブ                        | 労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う制度。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 放課後子供教室推進事業                     | 地域の方々の参画を得て、全ての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動を行う事業。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ポジティブ・アクション                     | 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。<br>例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。<br>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法識字<br>（リーガル・リテラシー）             | 自分にどんな権利があるか法律や関連の制度の存在を知り、その権利を行使するためにどのように手続きすればよいか理解する能力や、知識を使いこなすことができる能力のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| マミートラック                         | 子度立て中に重要な仕事を経験できず、その後もキャリアが形成できない状態。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| みやざき学び応援ネット                     | 県民の生涯学習の取組を支援するために、県内の各市町村、社会教育関係施設、文化施設、大学等から提供された情報をインターネットを通じ提供するシステム。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| メディア・リテラシー                      | メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ユニバーサルデザイン                      | 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| リカレント教育                         | スウェーデンの経済学者ゴスタ・レーンの提唱した概念で、1970 年経済協力開発機構（OECD）で取り上げられ、国際的に知られるようになった生涯教育構想。急速に変化する社会に適応していくために、生涯にわたって、教育と就学を交互に行うことを勧める教育システム。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） | リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。<br>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。<br>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ 94、95、106(k)を参照。<br>URL: <a href="http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html">http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html</a> |
| リベンジポルノ                         | 元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6次産業化                           | 農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）           | 運動器の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義される。ロコモティブ・シンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ロールモデル                          | 将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ワンストップ・サービス                     | 複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



---

### 第3次都城市男女共同参画計画

発行年月 2018(平成30)年3月

発行編集 都城市 市民生活部 コミュニティ文化課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL：0986-23-7146（直通） FAX：0986-21-3034

URL：<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>（都城市役所）

MAIL：[danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp)（男女参画・消費生活担当）

---